

会報



日食協

Vol. 119 MAY. 25. 2001

平成12年度 事業報告

概況 1

事業担当別活動状況 3

総務関係 3

会員総会・理事会・正副会長会議

本部事業活動 11

運営委員会（拡大運営委員会・定款変更等研究会・定款変更申請・賛助会員世話人会

食品卸団体連絡協議会）食品流通委員会・情報システム委員会（情報システム研修会・

ネットワーク検討会）・物流委員会（共同物流研究ワーキンググループ）・商品開発研究会

（缶詰ブランドオーナー会）・商品コード等研究会・法務研究会

受託事業 37

酒類・加工食品データベースセンター事務局業務

農林水産省補助・助成事業 43

商品画像情報標準化に関する調査研究

先進的地域食品流通活性化戦略モデル事業

食品販売業ブロック組織企画検討推進事業（日食協経営実務研修会）

食品販売業近代化事業に係る構造改善計画（IT投資リース代助成）

支部活動 48

北海道・東北・関東・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄

事務局活動 56

関係官公庁・関連団体・庶務事項

◇平成12年度活動状況 59

◇会員動向・県別会員数 65

◇財務諸表 66

平成12年度収支計算書・貸借対照表

正味財産増減計算書・財産目録

◇平成13年度事業計画案 69

◇平成13年度収支予算案 70

新年度事業活動 71

回

覧

理 事 会

日 時 平成13年5月25日（金） 12時30分～13時45分
場 所 鉄道会館ルビーホール 11階 橋の間

< 議 案 >

第1号議案 定時総会提出議案の確認の件
第2号議案 その他

以 上

定 時 総 会

日 時 平成13年5月25日（金） 14時～
場 所 鉄道会館ルビーホール 12階 凤凰の間
東京都千代田区丸の内1-9-1 東京駅八重洲北口

< 議 案 >

第1号議案 平成12年度事業報告に関する件
第2号議案 平成12年度収支決算報告に関する件
第3号議案 会員・賛助会員の入退会動向報告に関する件
第4号議案 定款変更に関する件
第5号議案 規定制定の件
第6号議案 会費制度の変更並びに平成13年度会費の額
及び賦課徴収方法に関する件
第7号議案 平成13年度事業計画案に関する件
第8号議案 平成13年度収支予算案に関する件
第9号議案 役員改選に関する件
第10号議案 その他

以 上

平成 12 年度事業報告

概　　況

業界環境の変革の進展の中、平成 12 年度は懸念されていた幾多の課題が文字通り噴出した一年間であった。規制緩和、大店法等の改正、国際化、外国大型流通資本の上陸。更に追い打ちをかけた形で食中毒事件、異物混入、商品の表示に関する検討、環境問題と枚挙にいとまもない程に問題が続いた。我国経済は打続く景気の低迷、特に食料品に関する消費の低迷と低価格化という厳しい環境であった。とりわけ「価格破壊」の深刻さが増加、小売業態は全業態に亘って不振、個々対応が重なりカバーし切れず、百貨店・G M S の大手から地域スーパーの雄に至るまで脱落するものが続いた。結果「流通再編」は現在に至るも進行中であり、新業態チェーン店の進出、大手商社のチェーンへの資本参加など話題に事欠かない状態になっている。業界に於ける営業では低価格競争に拍車がかかり、納価の再見積り、協賛金の要請から帳合変更が多発している。その陰で、労務提供・押しつけ販売・不当返品・不当な流通センターフィ等の商慣行が、未だ当然の如く横行しているのが実情である。

かかる中において当協会は後述する事業計画を掲げた。享けて各委員会と各支部がこれに当たり、苦悩する業界のために献身的努力をした。ここでは本部・支部の委員企業の担当者の熱意と賛助会員企業の全国各地におけるご支援に感謝せねばならない。

またタイムリーに関係官庁・諸団体にもご協力を頂いた。中でも(財)流通構造改善促進機構、(財)流通システム開発センター、全国卸売酒販組合中央会、(社)日本缶詰協会、日本製缶協会、日本パインアップル缶詰協会等の皆様方に多方面に亘ってご配慮を頂いた。結果、次に述べる如き事業活動を実施したので事業計画別に概要を報告し、続いて事業担当別に活動状況について整理・報告する。

I. 調査研究事業

大きな研究テーマの一つは「業界の公正取引・公正競争の概念の明確化」であった。食品流通委員会が以前よりこれを担当してきたのだが、愈々これの集大成をすべき新世紀を迎えて、当協会としてのメッセージを発信すべきと考えた。

そしてワーキンググループを結成し、一つの見解・提言としてこれをまとめる所となった。

今一つのテーマは「商品画像情報標準化についての調査とその活用方法についての研究」であった。情報システム委員会が求めてきたものであったが、幸いにも「酒類・加工食品データベースセンター(略称・SKDBC)が機能し始めてきたので、そのシステム小委員会に委員が参画し懸案の課題に取組んだ。加えて行政当局の支援を(財)食品流通構造改善促進機構経由で受ける事も出来て、この報告書を 3 月中旬に完成する事ができた。

その他にも多方面に亘り調査研究が実施されたが、内容については後述する担当別報告に委ねる。

II. 啓発・教育研修・実践事業

業界の内外を問わず大きなテーマである「IT対応」について、当該年度は特に二点実施した。一つは「SKDBCの活用」についてである。とかく後がちであった「入会勧誘とメーカーのアイテム登録」の促進と、御の「活用についての啓発」の実践であった。商品コード等研究会委員とその企業の周辺の方々がこれに当たり、取敢えずの現状を構築した。この功績は大きい。業界のインフラのシンボルである「SKDBC」の一人歩きにつながったからである。

もう一つは年末から年始にかけて、各担当者が努力を傾注して実った「IT投資助成事業」の業界誘導である。参加企業は22社と会員の一割に留まったが、政府の平成12年度補正予算の政策に則した、中小企業との共同化を最終目標としたIT投資計画を揃えて、「構造改善計画書」を農林水産省に提出した。合計223百万円を超す助成金を得ることができ、各企業毎にIT対応の実を挙げ得たのであった。

新たにスタートした法務研究会と商品開発研究会では、それぞれの毎回のテーマ毎の研修・情報交換等、実践に大いに役立った。

この他に東北・近畿両支部の研修会、関東支部の商品研修会等の各地区における活動が例年同様大きな成果を挙げたのであった。

III. 本部活動基準

本年度も運営委員会委員他の有志による「定款変更等研究会」が、9月に合宿して挙行された。かかる時代背景において、当協会は何をなすべきか原点に戻り検討した。当面のあり方、そのための諸ルールの変更・明確化、そして事業完遂のための会費制度の見直しを行い、これを総会に図るべく改正原案を策定した。新年度予算より全面的に実施する予定であるが、「中間法人制度」への移行の是非については、まだ結論を下すべき時ではないとした。しかしその如何に不拘、合理化すべき所を具現化し、ローコスト運営の本部構築を従来に増して追求した一年であった。

平成12年度事業計画

(平成12年4月1日～平成13年3月31日)

平成12年度は、文字通り21世紀への変革という一般的、社会的気運に押されて、我が国の社会構造や流通構造の変革も加速化されることが予測される。

具体的には情報システム化、国際化、そして各企業に於ける体質改善が進展するものと思われる。

一方、我が国の経済の立ち直り、経済法の改正等、進展を同じテンポに置く事が不可能と予測するものもある。

従って当業界に於いては、この歪みの中にあって各企業が対応するので、当協会としては以下の各調査、研究、研修と実践を加えた事業活動を行う事とする。

I. 調査研究事業

1. 業界の公正競争・公正取引の概念の明確化。
2. 公正競争・公正取引に導く営業環境の研究。
3. 流通コストダウンのためのシステム・標準化の研究。
4. 機能整備、企業カルチャー、専門的技術・見識についての研究。

II. 教育研修・実践事業

1. 本部委員会の調査研究成果の普及啓蒙。
2. 物流・情報システムに関する新システム及び標準化に関する研修。
3. 取扱商材のマーチャンダイジング関連事項の研修。
4. 政策、法令、行政からの連絡についての研修。
5. 「酒類・加工食品データベースセンター」活用を通じての情報武装化促進の支援。
6. 環境対応型企業への脱皮推進の支援。
7. その他流通コストダウンのための研究とその支援。

III. 本部活動基準

1. 会員ニーズの把握と問題認識の整合性。
2. 事業活動に関する会員企業の負担軽減と公平化。
3. 事務局活動のコストパフォーマンスのレベルアップ。

以上

一事業担当別活動状況—

総務関係

平成 12 年度の協会全体の運営は、定款・改正後の定款・公益法人会計のルール・諸規定に基づいて滞りなく遂行された。

[定時会員総会]

平成 12 年度の第 7 回定時会員総会は平成 12 年 5 月 26 日(金)14 時より、鉄道会館ルビーホールにて開催された。

出席状況は会員総数 226 社中出席 37 社 委任状出席 154 社、計 191 社。他に出席賛助会員 60 名。来賓出席は農林水産省食品流通局商業課流通構造改善対策室長 斎藤 昭殿、商業課係長 西沢克二殿。

國分会長と来賓代表 斎藤 昭殿のご挨拶のあと、國分会長が議長に推薦され議長席についた。

議長は議事録署名人に日本酒類販売㈱殿と㈱山星金星殿を指名し議事に入った。

第1号議案 平成11年度事業報告、第2号議案 平成11年度収支決算報告に関する件を事務局より続けて、会報 Vol.114 を資料として、概況、事業担当別活動報告(各委員会・研究会、受託事業、支部活動、事務局動向)と平成11年度収支決算報告を行った。ここで議長は監事に監査報告を求め、萩原弥重監事の報告後これらの議案の承認を求め可決された。

第3号議案 新規加入会員・退会会員に関する件については事務局より資料に基づき報告があり承認された。

次いで第4号議案 定款変更の件、第5号議案 組織と名称変更の件、第6号議案 平成12年度会費の額及び賦課徴収方法並びに会費制度見直しに関する件について、続けて事務局より報告があり、いずれも原案に異議なく承認を受けた。

結果として定款変更は直ちに農林水産大臣宛変更申請書を提出した。

組織として新たに商品開発研究会がスタートし、従来の缶詰ブランドオーナー会は廃止された。缶詰部会と品質対策部会も一旦その名称を廃止した。そして改めて商品開発研究会の下に缶詰ブランドオーナー会を設け、諸事業を行うこととなった。

また新たに法務研究会を設け6社がこれに参加した。加えて、担当事業の性格から「商品コード等研究会」の管轄を運営委員会直轄に移した。

名称としては東海北陸支部東海ブロック・北陸ブロックをそれぞれ東海支部、北陸支部に変更すると共に、情報システム化委員会を情報システム委員会に改称することになった。

会費制度については平成12年度中に、当協会のあり方の再検討を行い、必要事業に見合う会費収入額を求め、それを充たす会費制度を模索すると共に、現在の諸問題を解決し、平成13年の定時会員総会の決裁を仰ぐこととした。

第7号議案 平成12年度事業計画案と、第8号議案 平成12年度収支予算案に関する件について続けて事務局より説明があり、異議なく原案が承認された。

第9号議案 役員改選に関する件については議長より全員任期満了となるので、理事会議決を得ていた推薦候補の紹介と、今会議限りの退任者と新任候補の紹介を行った。結果、理事26名 監事3名の就任が満場一致で承認された。

議長は候補者全員に就任承諾の確認を行った。

第10号議案 その他は新しい提議なく、ここで休憩に入った。

この間、臨時理事会が開催され互選の結果、会長・副会長・専務理事がそれぞれ全員留任で選出される所となった。

再開後、会長が新体制(次頁参照)の報告と挨拶をし、定時会員総会は無事閉会した。



平成 12 年度 社団法人 日本加工食品卸協会 役員
(平成 12 年 5 月 26 日就任)

役 員	氏 名	社 名 ・ 所 属	役 職
会 長	國分勘兵衛	国 分 株式会社	代表取締役社長
副 会 長	磯野計一	株式会社 明治屋	代表取締役社長
副 会 長	廣田 正	株式会社 菱 食	代表取締役社長
副 会 長	尾崎 弘	伊藤忠食品 株式会社	代表取締役社長
専 務 理 事	井岸松根	日本加工食品卸協会	運営委員長
理 事	竹内克之	旭食 品 株式会社	代表取締役社長
理 事	幸村伸彦	株式会社 梅澤	代表取締役社長
理 事	加藤武雄	加藤産業 株式会社	代表取締役社長
理 事	角間俊夫	カナカン 株式会社	代表取締役会長
理 事	本村道生	コゲツ産業 株式会社	代表取締役社長
理 事	津久浦慶之	コンタツ 株式会社	代表取締役社長
理 事	中井 進	株式会社 祭原	代表取締役社長
理 事	宇都木政司	三友食品 株式会社	代表取締役社長
理 事	三枝皓祐	株式会社 サンヨー堂	代表取締役社長
理 事	杉野恵二郎	杉野雪印アセス	代表取締役会長
理 事	村山圭一	株式会社 スハラ食品	代表取締役社長
理 事	永津邦彦	株式会社 トーカン	代表取締役社長
理 事	中村成朗	中村角 株式会社	代表取締役社長
理 事	濱口吉右衛門	株式会社 廣屋	代表取締役社長
理 事	堀内琢夫	丸大堀内 株式会社	代表取締役社長
理 事	濱本正人	ヤマエ久野 株式会社	代表取締役社長
理 事	上田 弘	ユア・フナショク 株式会社	代表取締役社長
理 事	湯浅慎一郎	株式会社 雪印アセス	代表取締役社長
理 事	市ノ瀬竹久	学識経験者	
理 事	岸原 稔	学識経験者	
理 事	西村 均	学識経験者	
監 事	萩原弥重	株式会社 ヤグチ	代表取締役会長
監 事	兼崎勝行	西野商事 株式会社	代表取締役社長
監 事	岡部有治	味の素 株式会社	常務取締役

[理事会]

平成 12 年度理事会は 5 回開催された。

◇総会に向けての定例理事会は 4 月 20 日(木)11 時 30 分より鉄道会館ルビーホールにて開催された。

出欠状況は理事 27 名中出席 20 名 委任状出席 7 名、計 27 名。監事 2 名中出席 2 名 出席顧問 1 名。来賓出席は農林水産省食品流通局商業課課長 宮本 一良殿、課長補佐 福田栄二殿。

國分会長と来賓代表 宮本課長の挨拶の後、会長が議長に就任し、議事録署名人に湯浅慎一郎理事と市ノ瀬竹久理事を指名し議事に入った。

第 1 号議案 平成 11 年度事業報告と第 2 号議案 平成 11 年度収支決算報告に関する件は「理事会・定時総会提出資料(案)」を資料として事務局が報告。その後、監査報告を戸田 覚監事が行い、議長より全員の承認を求め了承された。

第 3 号議案 定時総会に特に討議すべき事項①定款変更 ②組織と名称変更 ③本年度会費と会費制度の見直しについては、事務局より個別資料に基づき説明し、これも全員の承認を得た。

第 4 号議案 会員の動向に関する件、第 5 号議案 平成 12 年度事業計画案に関する件、第 6 号議案 平成 12 年度収支予算案に関する件も事務局よりそれぞれの資料・原案を説明し、これも全員の承認を得るに至った。

第 7 号議案 役員改選に関する件については、平成 11 年 11 月の正副会長会議以来、原則全員留任を基本とする事を内定し、事務局に作業させた結果の役員候補の紹介があった。これを総会に於ける理事会の推薦候補とする事について図った所、満場一致でこれを了承した。ここで任期限りで協会を離れる方の紹介がなされた。

第 8 号議案 その他は問題提起なく閉会となつた。

◇5 月 26 日(金)には、正式には 2 回に分けて理事会が開催された。1 回は総会に先立つ定例の理事会で、鉄道会館ルビーホールにて 11 時 30 分より開催された。議事録上ではもう 1 回は直後に開催された定時総会の休憩時間中に開催された事になる。

当日はまず総会提出議案の最終確認と総会の運営次第に関する打合せが主体であり、2 回に分けるのは、総会において定款変更が議決された場合に、登記手続き実施の際に、全員の確認を必要とするのと、選任された理事互選に依り、執行部を決めるために、総会の事前には決議出来ないが故に分けて開催する形式をとるものである。従って実質的には総会直前の理事会において、それを折り込んで討議されるものである。

出欠状況は理事 27 名中出席 22 名 委任状出席 5 名、計 27 名。監事 2 名中出席 2 名。オブザーバー 2 名(新任候補者)。

國分会長の挨拶の後、議長席に就き、議事録署名人として濱口吉右衛門理事と岸原 稔理事を指名し議事に入った。

第1号議案 定時総会提出討議案確認の件、事務局より前回報告内容についての変更はない事
新設の商品開発研究会委員長に三枝咲佑氏(㈱サンヨー堂)が決定。同研究会傘下に旧「缶詰部
会」の事業を継承する「缶詰ブランドオーナー会」(部会)を設置すること、その幹事店として
㈱サンヨー堂、㈱明治屋、㈱菱食、国分㈱の4社を選出した事の報告。更に法務研究会が国分
㈱を座長としてスタートした事とその他の報告を行った。

総会運営については、出欠状況予定と休憩時間の活用を打合せした。

第2号議案 執行部体制の選任に関する件については、全員の理事の就任が承認された場合
の執行部選出の方法について諮ったが、すかさず「現執行部体制の留任を希望する」との発
言があり、改めて確認した所満場一致であった。

第3号議案 その他は問題提議がなかった。

◇11月7日(火)11時30分より鉄道会館ルビーホールにて秋季の定例理事会は開催された。

出欠状況は理事 26名中出席 18名 委任状出席 8名、計 26名。監事 3名中出席 3名。来賓
出席は農林水産省食品流通局商業課構造改善対策室室長 齊藤 昭殿、商業課課長補佐 福
田 栄二殿、商業課指導係長 松島 喜昭殿。

國分会長と来賓代表 齊藤室長がそれぞれ挨拶をして、会長が議長席に就いて議事に入った。
まず会長より議事録署名人として津久浦慶之理事と宇都木政司理事を指名した。

第1号議案 上半期事業報告及び下半期活動について、事務局より会報 Vol. 116 を資料とし
て各委員会活動、受託事業、支部活動の報告と下半期の見通しについて報告した。引続いて
上半期の収支報告を行い、これに対して萩原弥重監事の監査報告がなされた。議長が質疑の
有無を確認後承認を受けた。

第2号議案 定款変更等研究会の報告及び平成 13 年度会費額改定案について、事務局より
一通りの説明の後、個々が重要事項であるので確認をわけて行う旨議長より発言があった。
また最終的には総会において議決を得るべき内容であるとの留意事項も告げられた。

①当協会の目的とそれに伴う遂行事業テーマの確認 ②その事業遂行に適した法人格の選択
とその決定の時期 ③想定される事業規模(即ち収入不足) ④遂行上改めて必要とされる諸
ルールの制定・明確化。例えば事業所会員規定の制定 ⑤会員制度全般に亘る見直しと額の
改訂 ⑥定款の追加変更 ⑦将来の理事構成

まとめて議長より、爾後続けて運営委員会は、今日の各理事の意見を加えて平成 13 年 4 月
の理事会案とする様に依頼がなされた。

第3号議案 平成 13 年度年初暫定予算について、定款変更に基づいて、理事会の議決を必
要とする暫定予算の取扱いについて、書面決議方式に依り意見・採否を求め集計し、数人の
理事の出席の下に理事会を開催する方式にしたい旨、事務局より提案があり承認された。

第4号議案 その他について、出席理事から問題提議はなかったが、事務局より会費制度の
変更予告タイミングについて諮った所、総会討議事項である事を断った上で、会報 Vol. 117
にて事前報告を行う旨、決定した。

この日はこの後、農林水産省「先進的地域食品流通活性化戦略モデル事業」の一端として、
講師に前農林水産省流通局長 福島啓史郎氏をお招きし研修会を行った。

テーマは「農業・食品産業事情について」であった。

◇平成 13 年 1 月 30 日(火)13 時 30 分より日食協会議室において理事会が開催された。

出欠状況は理事 26 名中出席 10 名 委任状出席 16 名、計 26 名。監事 3 名中委任状出席 3 名。専務理事より、正副会長いずれも代理出席のため議長選出について諮った所、専務理事の就任が満場一致で決定。

議長より、市ノ瀬竹久理事と岸原稔理事を議事録署名人に指名した後、議事に入った。

第 1 号議案 平成 13 年度暫定予算に関する件、説明ののち、これに関する事前の意見徵収の結果、全理事より異論なく承認との回答あり、との報告もあり、改めて会員が原案を承認した。

平成 13 年度暫定予算

(自平成 13 年 4 月 1 日～至平成 13 年 5 月 26 日)

1. 収入の部

大科目	中科目	金額
会費収入	会員会費収入	7,000,000 円
雑収入	雑収入	50,000 円
当期収入合計		7,050,000 円
前期繰越収支差額		24,496,071 円
収入合計		31,546,071 円

2. 支出の部

大科目	中科目	金額
事業費	調査研究事業費	500,000 円
	知識啓発事業費	1,200,000 円
管理費	人件費	3,200,000 円
	会議費	1,000,000 円
	事務諸費	1,400,000 円
当期収入合計		7,300,000 円
当期収支差額		▲250,000 円
次期繰越収支差額		24,246,071 円

第 2 号議案 食品販売業近代化事業に係る構造改善計画案策定に関する件、議長よりこれも事前意見徵収の結果と内容の説明があり、全員が承認。

以上で閉会した。

食品販売業近代化事業に係る構造改善計画認定申請書

平成 13 年 1 月 19 日

農林水産大臣 谷津義男殿

東京都中央区日本橋室町 2-5-11

江戸ビル 4 階

社団法人 日本加工食品卸協会
会長 國分勘兵衛

食品流通構造改善促進法第 4 条第 3 項の規定により、下記の構造改善計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 社団法人 日本加工食品卸協会の概要

- ① 平成 5 年 8 月 5 日設立
- ② 会員 210 名 賛助会員 105 名
- ③ 年間予算額 86,465 千円
- ④ 事業の内容

加工食品流通全般の近代化・効率化に関する調査研究、加工食品卸売業の構造改善促進、流通構造変革に伴う見識・技術の習得と普及啓発等である。

この結果が会員の企業経営の健全化に資すると共に、我国の加工食品流通の安定向上、生活者の利便に益することを目的としている。

2. 食品卸売業の現状と課題

規制緩和、国際化、景気低迷の中で流通構造の変革は進展し、外国流通資本の上陸、IT 革命は既存の商慣行取引条件を根底から見直す事の必要性を惹起した。

わけても、IT 革命はその対応に遅れた企業の存続を否定するものであり、各企業間の EDI 化の促進はまさに焦眉の急を告げている。

業界に於いて WebEDI の開発活用が進み、中小零細企業をまきこんで流通段階に於ける情報システム化が、一段と進展中である。

斯かる時、インフラ機構として、酒類・加工食品データベースセンターが構築された。各企業に於いてはこれを活用し、併せて中小零細小売業と連携した EDI のより普及を期さねばならない現状にある。

これらのテーマと共に環境対策、IT 革命に伴う業務の変革対応が当面の課題といえる。

3. 構造改善事業の目標

業界インフラ機構(例えは酒類・加工食品データベースセンター)の運営の安定化とその活用を目標とし、まず各社の社内体制の整備を図る。次により一段と高度な活用を求めて、各企業毎に端末機器を導入し、中小零細企業(卸売業及び小売業)に対しても EDI 化の恩恵を配分し得る企業努力をする。

最終的に集大成し、業界全体の流通トータルコストの低下を具現化させる。

かくして社会の要望に応え、他産業に劣らず情報革新の実を挙げることが成し得る。

4. 構造改善事業の内容

(1) 食品の販売に係る業務の一部の共同化

項目	期間	共同化の形態	実施者	共同化の内容
受発注処理	13年1月	一部共同	87社	データベースの活用
データ交換	～			WebEDI 参加
商品マスター整備	13年3月			情報交換
入出荷業務等				

(2) 業務の共同化を実施するために必要な施設の整備

組合等名	年度	施設等名称	整備する施設等の規模 能力等 (m ² 、台等)	事業費(千円)
(社)日本加工 食品卸協会	平成11年以降	加工食品 EDI データベース活用 情報交換施設	IBM PC Server325 2台 12GB×2	設置済

(3) 食品の品質管理施設、荷さばき業務用施設その他食品の販売に係る業務用施設の近代化を図るための措置

組合等名	年度	施設等名称	整備する施設等の規模 能力等 (m ² 、台等)	事業費(千円)
		なし		

(4) 経営管理の合理化、取引関係の改善その他食品の販売の事業の経営の改善を図るための措置

組合等名	施 設 等				取引関係の改善等	
	年 度	施設等名称	整備する施設等の規模 能力等 (m ² 、台等)	事業費(千円)	取引関係の改善、後継者 の育成等の内容	事業費(千円)
(社)日本加工 食品卸協会	平成12年度	コンピュータ サーバー ハンドイーター・ミナル その他	73台 88台 386台 963台	917,260	なし	

5. 構造改善事業の実施時期

平成13年1月～平成13年3月

6. 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

年 度	組合等名	施設等名称	用 途	金融機関	自己資金	食流機構	計 (千円)
12 年	(社)日本加工 食品卸 協会	パソコン サーバー ハンドイーター・ミナル フロッピーディスク等	情報機器 運転資金	0 0	854,767 0	62,493 0	917,260 0
			計	0	854,767	62,493	917,260

7. 一般消費者の利益の増進に寄与する事項

生活者が加工食品を小売店で購入するに当たって、より廉価に、そして豊富な品揃えの中からの選択を可能にするためには、ニーズ情報の把握から、迅速かつ正確、かつ安全衛生に信頼のおける供給を安定化させねばならない。

EDI化はこれを可能にする方法である。

8. 農林漁業の振興に寄与する事項

農林水産を原料とする加工食品の製造段階に対し、まず直接的に流通営業コストの削減効果をもたらし、間接的に原料生産段階に余剰効果が波及する。

添付資料

- ・会員名簿
- ・定款
- ・理事会議事録
- ・事業計画書及び収支予算書

[正副会長会議]

本年度は定例的に2回開催された。これ以外には定款変更申請書の行き詰りの打開のため、定款変更申請書の修正再提出と、1月30日書面決議に依る理事会開催についての2回については、事務局から持ち回りで意見を頂くなどして、その決議を仰ぐなどした。

いずれも毎回定刻前に開会し、予定時間後まで意見交換がなされる極めて密度の濃い会議となつた。

◇4月20日(木)9時50分よりルビーホールにて本年度第1回の会議が開催された。総会を控えていたので、定款変更、組織・名称の一部変更、会議制度の見直しの必要性、酒類・加工食品データベースセンターの状況、改選役員候補の確認が主な議題であった。

◇11月7日(火)正確には9時55分よりルビーホールにて本年度第2回の会議が開催された。当協会の法人格の選択とそのタイミング、会費制度と会費額の改訂について、他の定款変更等研究会がまとめた報告について、会費変更の予告について、手続き中の定款変更申請書、理事会運営次第、酒類・加工食品データベースセンターの近況報告、食品流通委員会のアンケート実施、平成13年度暫定予算等がテーマであった。

本部事業活動

[運営委員会]

本年度は定例的運営委員会の他に、拡大運営委員会を1回開催した。その他定款変更等研究会、賛助会員世話人会、食品卸団体連絡協議会に参画した。また各理事会には事務局の一員として出席し、定例通り多忙な一年だった。

- ◇4月 19日(水)9時より開催。議題は①理事会議案内容と運営次第の確認 ②賛助会員世話人会運営次第 ③物流委員会の共同物流構想の経過と確認 ④協会収支バランス見通し他。
- ◇5月 26日(金)10時より開催。議題は①理事会・総会の運営次第 ②当協会が使用している外来語について ③商品開発研究会・法務研究会スタート ④支部総会スケジュール確認 ⑤各支部のワーキング・グループ、近畿支部結成予定 ⑥定款変更等研究会開催予定 ⑦当協会資料公正取引委員会へ ⑧日経他マスコミ対応報告 ⑨SKDBC支援方法 ⑩中間法人制定動向⑪各委員会予定。
- ◇6月 28日(水)15時より開催。議題は①各支部総会の報告(東北・近畿・関東・九州沖縄・中国・四国・東海・北海道) ②支部活動の支援 ③定款変更等委員会打合せ。
- ◇7月 19日(水)15時より開催。議題は①当協会法人格のあり方 ②事業規模について ③会費制度 ④定款の追加変更。
- ◇10月 19日(木)11時30分より東京ステーションホテルにて開催。議題は①会費改訂シミュレーション報告 ②監査実施報告 ③情報システム研修会開催 ④SKDBC 平成13年度会費改訂について ⑤食品流通委員会のアンケートについて ⑥東北支部 日食協経営実務研修会実施。
- ◇11月 21日(火)10時より日本橋精養軒にて開催。議題は①会費改訂シミュレーション報告 ②申請中の定款変更に対し行政指導 ③リース代助成構想に会員IT投資調査 ④食品流通委員会アンケートとりまとめ事務局に流通政策研究所起用 ⑤食品卸連絡協議会の確認 ⑥平成13年度暫定予算編成について ⑦賛助会員世話人会運営次第。
- ◇12月 21日(木)15時より開催。議題は①理事会開催 ②IT投資の共同構造改善計画策定 ③定款変更再申請中 ④近畿支部会員のニーズ対応 ⑤食品流通委員会アンケート中間報告 ⑥情報システム研修会報告 ⑦SKDBC登録促進努力中 ⑧各委員会報告。
- ◇1月 30日(火)13時30分より開催。議題は①平成13年度暫定予算 ②食品販売業近代化事業に係る構造改善計画(IT投資リース代助成のため) ③再申請中の定款変更認可 ④SKDBC包含する業界システムセンター構想について ⑤流通政策研究所に対する支払い ⑥画像情報標準化調査研究中間報告。
- ◇2月 28日(水)13時30分より開催。議題は①現行定款確認 ②法人格のあり方、公益法人チェックリスト ③平成13年度事業計画案審議 ④各委員会報告 ⑤受託事業等進捗状況。
- ◇3月 27日(火)13時30分より開催。議題は①平成13年度収支予算案審議 ②各事業収支確認 ③各委員会活動報告 ④当協会提言「日食協の考える公正取引・公正競争」内容再検討する事の確認。

[拡大運営委員会]

平成12年度拡大運営委員会は10月5日(木)11時30分より全支部より代表者が出席し、定款変更等研究会の検討結果の報告を受け、これについての集中的意見交換を行った。

当協会の総括的あり方については特段の異論もなく、質疑が若干あったに留ったが、事業活動の具体化に伴うルールづくり、即ち「支部活動費の使途についての共通見解、支出の標準パターン」についてはいろいろと意見交換がなされた。また「本部から配賦される支部活動費の算出基準の変更」、「事業所会員規定案」、「会費制度改訂案」についても活発な意見交換が

なされた。

討議の後、「先進的地域食品流通活性化戦略モデル事業」の一端として研修会を行なった。講師は(財)食品流通構造改善促進機構の川野好光氏、テーマは「リース事業について」であつた。

拡大運営委員会 出席者名簿 (平成 12 年 10 月 5 日)

支部名／委員会名	氏 名	社 名
北海道支部	杉野恵二郎	杉野雪印アクセス(株)
東北支部	西條 清志	東北国分(株)
関東支部	田中 実	(株)三友小網
東海支部	酒井 淳一	(株)トーカン
北陸支部	澤田 悅守	北陸中央食品(株)
近畿支部	小野 雅彦	伊藤忠食品(株)
中国支部	中村 成朗	中村角(株)
四国支部	渡辺 国雄	旭食品(株)
九州沖縄支部	山下 恭輔	コゲツ産業(株)
運営委員会	井岸 松根	日食協
"	市ノ瀬竹久	(株)菱食
"	瀧澤 健三	(株)廣屋
"	村井 敏夫	(株)雪印アクセス
"	浅井 久生	伊藤忠食品(株)
"	大竹一太郎	(株)明治屋
"	生田 征弘	国分(株)
事務局	角田 牧夫	日食協

[定款変更等委員会]

平成 12 年度の定款変更等委員会は、9 月 1 日(金)より 2 日(土)にかけての合宿討議の他に 9 月 27 日(水)15 時より開催の計 2 回開催された。

本年度は前年度に引続いて参加のメンバーもいたし、テーマ自体が 7 月 19 日の運営委員会にて、事前確認と討議が若干なされていた事もあって、内容の濃密な討議がなされた。しかし、会費制度に関しては数度のシミュレーションがくり返されたが、時間切れとなり 9 月 27 日にも会議を開催して内容を慎重に討議した。そこでもまだ原案修正動議が提出され、一部のシミュレーション結果の判断を 10 月 19 日、11 月 21 日の運営委員会に委ねる所となった。

今回の合宿討議に参加したメンバーと理事会に提出された報告(抜粋)は次の通りである。

平成 12 年度定款変更等研究会出席者名簿

日食協委員	氏 名	社 名	所 属・役 職
運営委員	市ノ瀬竹久	㈱菱食	専務取締役管理本部長
〃	岸原 稔	㈱明治屋	取締役本社営業本部副本部長
〃	越智 昭	㈱三友小網	専務取締役首都圏量販本部長
〃	村井 敏夫	㈱雪印アクセス	常務取締役管理本部副本部長
〃	柴田 俊宏	㈱サンヨー堂	顧問
情報システム委員	加藤 和弥	加藤産業㈱	常務取締役ロジスティクス担当
運営副委員	浅井 久生	伊藤忠食品㈱	常勤監査役
〃	折本 重則	㈱廣屋	取締役商品本部長
〃	今井 哲夫	㈱雪印アクセス	営業本部営業企画部長
〃	奥山 則康	国分㈱	管理統括本部経理第一部長
〃	大竹一太郎	㈱明治屋	本社流通営業本部流通部次長
事務局	井岸 松根	日食協	専務理事
〃	片岡 次之	日食協	事務長
〃	角田 牧夫	日食協	

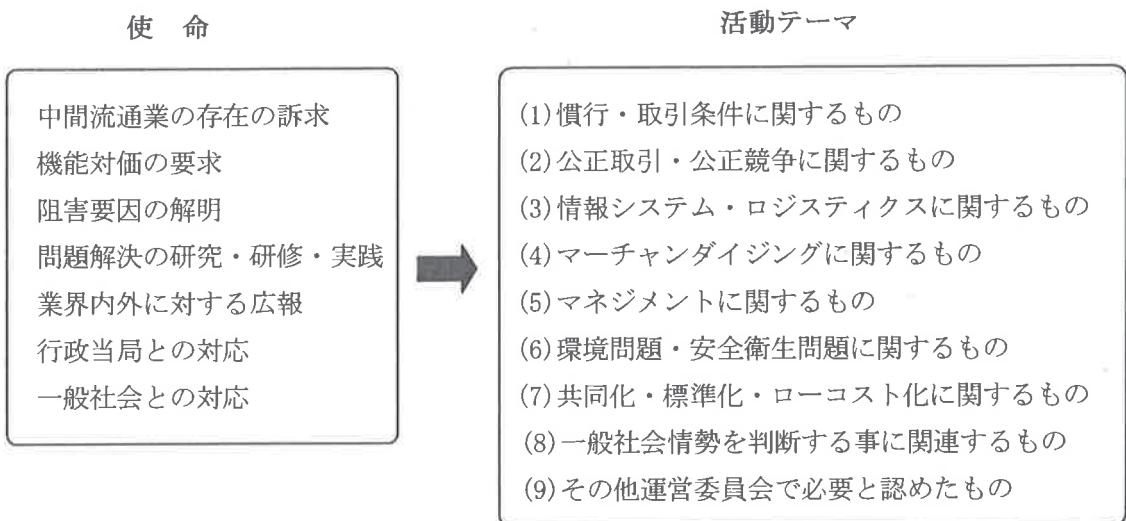
平成 12 年度 定款変更等研究会 報告(抜粋)

平成 12 年 9 月 1 日・2 日の 2 日間にわたり、本年度第 1 回の「定款変更等研究会」を開催した。2 日間の討議の結果をふまえて事務局にてシュミレーションを行い、さらに 9 月 27 日に第 2 回の会議を開催した。以下の如くに報告すると共に、本件実行の可否について理事会の審議を要望する。なお当日の出席者は別紙の如くである。

1. 協会の目的と事業活動テーマに就いて

後述する当協会の各委員会、支部の活動範囲及び規模を考える以前に、本来の協会の目的、果たすべき事項の整理を行なった。

業界代表機関として次の使命があるのでそれに関連する具体的事項を活動テーマとする。



2. 日食協の法人格について

次に、行政当局からの一連の公益法人条件についての指導、及び会員減少に伴う諸問題に対する、協会事業活動の見直しの必要性から、根本的に今後の日食協法人格の在り方について、次の各路線展開についての審議を行なった。

- (1) 社団法人として継続
- (2) 中間法人への改組
- (3) 任意団体として再発足
- (4) 解散

結論として、「現在中間法人制度が完成していない中で、積極的改組は考えられない。また存続する為の障害は、理事構成の変更要請と理事会開催回数の増加が予測される。我々が前述した事業を実施する事についての、これ以上の障害があれば、その時点において改組を考える事とする。二つの障害についても一応の対応が考えられるすれば、平成14年度末まで(今後2年半の間)に次の結論を出す事とする。この場合平成14年5月の総会で役員構成変更が有り得る。弊害が無ければ社団法人として事業活動を全うする事を選択する。ただし、この間に隨時この在り方については、継続的に審議を行ないその後の在り方を決定する事したい。」

3. 事業活動と事業規模について

事業活動大綱は現行と大きな変更はしない。それは変更する必要が無いと考えるからである。

委員会活動は各委員会が必要と考える調査研究、研修活動を主体とする。

委員会活動の作業については、既に活用している範囲で、専門的機関企業への委託業務として、一部会員だけに偏り勝ちの、現在のワーキンググループによる作業方法は避けるようにする。反面自ら策定業務に参加しないがために、全体に対して疎遠になる危険性もあるので十分配慮し、参画意識を涵養する。

支部活動については、支部内の意見の本部に対する伝達、本部の意向の普及伝達、相互の理解・情報交換、研修の機会作りと実践の場とする。

受託事業としてD B C事務局のほか、研修会開催、調査研究等を行なう。

規模については、平成11年度実績を若干上回る程度が想定される。即ち約60百万円前後の支出規模となる。

即ち調査研究活動2本、会議開催増加(総会または理事会)、会報年5回発刊、支部活動費増、D B C事務局受託……約55百万円から58百万円これに予備費を足して約60百万円である。

これに対して会費収入約46百万円、受託収入約5百万円、行政補助金(受託を含む)約4百万円、研修会会費その他1百万円……ここまで約56百万円になる。

以上を一応考えられる目安として次の審議に入った。

4. 事業遂行合理化の為に諸規定及び内規の設定

従来から曖昧になりがちである事業活動に伴う経費の負担について、「事業活動と費用支出について」の各事務局共通の内規を定める。(事務局共通内規作成済)

同様に規定がなく自己申告制であった「事業所会員」については、「事業所会員規定」と言う規定を作る。(後掲参照)

会費制度の円滑稼動の為に、「会費制度の見直し機関」と「会費額の決定方法について」の運営委員会内規を設定する。

5. 会費額の改訂について

平成11年度における支出に対する収入の不足については、何らかの対策を講じる必要がある。加えて支部活動の活性化、社団法人としての対応、更なる会員の減少を考えると、本部経費の縮少は勿論のことであるが、会費の値上げも含めて、会費制度の見直しを図り会費負担の公平化という観点からの見直しが必要になる。更に従来明示されていなかった、負担額のランク基準を公開して、透明性を持つべきとの意見が在ったので、総合的討議を行なった。

合宿におけるまとめとして、(これを第1次原案と称する)

(1) 正会員の会費

売り上げ規模によるランク区分を8段階とし、かつ各ランク毎に金額を増額する。

13年度の適用に当たっては、大幅増加が発生した場合は、13年度に限り別に定める経過措置を取る。

(2) 事業所会員会費

新規定に基づいて申請し、支部において確認を行ない新会費額を適用。

(3) 贊助会員会費

正会員会費と同様に変更する。ランクは5段階とし、かつ13年度の適用については正会員会費の場合と同様に計らう。

(4) 贊助団体会費

今回変更無し。

としたものの、事務局において実際にシミュレーションしてみると、いくつかの現実との乖離が目立ったので、上記の第1次原案をいわば理想型とした。そこで基準となる売上額の定義と売上額ランクの区切りを変更し、第2次原案を策定することにした。こ

の適用措置を含めたものを、研究会メンバーにて9月27日に再度会議を開催して再検討を行なった。そして再度シミュレーションを事務局で行ない、結果を10月19日の運営委員会で審議することにした。

最終的結論として、本来あるべき会費制度の売上基準による負担額の基準表を、会員と賛助会員に分けて明示する。但し平成13年度における会費額の変更に当たっては、まず正会員については、売上高基準の売り上げの内容について規定し、負担と増額の公平化を図ることにした。そして実際適用に当たって会費の増加額が100,001円以上の場合には経過措置を考慮する事とした。

賛助会員については、できれば増額改訂を避ける為、現行会費のランク別一律調整増額をお願いすると共に、売上高基準を上回る会費を支払ってきた企業については、ここで減額訂正できる事とした。

今回は、事業所会員会費については、第1次原案の段階では減額を考える事が有力であったが、会費増額幅が、当初案よりも少額になったので変更せず現行どおり(1事業所につき10,000円)据え置きとした。

団体賛助会員会費については変更はない。

6. 定款変更に就いて

前年に引き続き、定款の変更を検討した。内部的事由による変更該当事項はなかったが、行政当局からの指導事項があり、各条毎に審議した。いずれも現実に合致させる為の変更であり、全く異論無く原案どおり変更を可決した。(定款変更新旧対照表(案)参照)

7. 役員構成の変更要請についての対応

平成14年度の総会において、役員構成に関する定款変更と理事改選を行なう必要の可能性が生じるので、対応措置について討議した。

以上の各案件毎の理事会における審議を依頼すると共に、平成13年5月における総会において決議が行なえるように、取り扱う事を提案するものである。

以上

この内、理事会の決議を得た後総会に提起されるのは「会費制度の改訂と会費額」、「事業所会員規定」、「定款変更」と事業報告における「当協会の法人格」についてのスタンスであった。

本部及び各支部共通の事務局運営内規は10月5日(木)の拡大運営委員会で披露され実施に移した。

また運営委員会内規として「会費制度の見直し機関」、「会費額の決定方法」については平成13年度より適用する事となった。

事業所会員規定(案)

- 正会員は、各自が次に該当する事業所を登録せねばならない。

[事業所の定義]

各社の出先機関と組織のうち、従業員(正社員及びパートタイマー、派遣社員、契約社員を含む)10名以上のもので名称の如何を問わない。但し、物流センター・情報センター・事務センター・研究所及び卸売業以外の業種・業態の営業所を除く。

- 登録された事業所は各支部における事業所会員としての権利と義務を有する。

[事業所会員の権利と義務]

1) 事業所会員の権利

- 支部活動に関する一会员としての権利
- 本部からの直接連絡(会報その他の頒布)

2) 事務所会員の義務

- 本社を通じての会費の納入
- 支部活動への参加

- 正会員はその事業所の従業員が10名以下であっても、希望すれば登録する事が出来る。

また、一都道府県内に本社以外の該当出先機関が複数ある場合には、登録を1ヶ所だけとすることが出来る。

- 平成13年に於ける事業所会員年会費は、1事業所につき10,000円として、各社分は本社がまとめて納付せねばならない。

会費制度の改訂と会費額(案)

[正会員会費制度]

- 次の如く新たに売上高基準と、その会費額(年額)を定める。

ランク	売上高 基準	会 費 額(円)
1	50億円未満	40,000
2	50億円以上	45,000
3	100億円以上	70,000
4	500億円以上	140,000
5	1,000億円以上	180,000
6	1,500億円以上	260,000
7	2,000億円以上	350,000
8	3,000億円以上	500,000

2. 正会員は、該当する売上高基準の会費(年額)を支払う。
 売上高基準は、毎年4月1日以前の直近年度の年商とする。
 兼業者については、加工食品卸売売上高に限る。

平成13年度適用措置

平成13年度の適用に当たっては、各社で種類別売上高を公表できる場合には、各社の売上高に、酒類、菓子、冷凍食品及び生鮮三品を含めないで売上高基準を適用する。

[賛助会員会費制度]

1. 現行会費を次の如く増額する。
 と同時に、売上高による基準を定め、現行会費ランクが、この売上高基準と異なる場合には、申し出により新売上高基準に変更する。

ランク	現行会費(円)	変更額(円)	売上高基準
1	66,500	67,000	75億円未満
2	133,000	137,000	75億円以上
3	199,500	207,000	100億円以上
4	266,000	277,000	200億円以上
5	332,500	347,000	500億円以上

2. 賛助会員の売上高基準は、原則として毎年4月1日以前直近年度の年商とする。
 但し、次の賛助会員の売上高基準は、75億円未満の企業と見なす。

*製造業以外の業種

*卸売業を経由せず直接販売を行う食品製造業

[事業所会員会費制度]

事業所会員規定に基づき登録された事業所 1ヶ所につき、年額10,000円とする。

[団体賛助会員会費制度]

各当該団体と個別協議の上、年額を定める。

従って、平成13年5月26日に予定されている総会においてこの案が可決された段階で、事務局より会員に対して、年商・種別売上高と事務所についての調査を兼ねて、新しい会員台帳の記入提出を依頼する事になる。その内容に基づき運営委員会と支部長が確認した上で、正・副会長に提出し、平成13年度会費が決定される事になる。いずれにせよ会員の狭義の加工食品売上高基準による新会費が適用される。事務所については改めて従業員数の確認等をした上での自主申告が基準になる。

一方賛助会員に対しては、現行会費の増額のお願いとなるので、改めて「お願い書」を送付申し上げる。しかしその際、売上高基準をご参照頂きランクが異なる場合は、申出を頂く事になる。この場合の売上高は「総売上高」となるのでご留意頂きたい。

運営委員会内規

[会費制度の見直し機関]

1. 会費制度の見直しの為の検討原案策定は、運営委員会が行うものとし、運営委員長が必要と思われるメンバーを、これに参加させ作業させねばならない。
2. 検討原案は、理事会の決議を経て、それを会報において予め広報した後、定時総会に諮らねばならない。
3. 会費制度とは、会員の区分、会費決定の方法、会員毎の会費のランク、ランクの基準等を指し、2年に1回の割合で見直し作業を行うものとする。

[会費額の決定方法について]

1. 正会員会費は、公表する売上金額(毎年の定時総会に直近の会計年度の年商をいう)規模にて、ランクを決定する。
(ランクは8段階とし、金額は毎年度確認する。)
2. 事業所会員会費は、別に定める規定に基づき登録された事業所毎に、10,000円(平成13年現在)とし、規模その他に依る格差は設けない。
3. 賛助会員会費は、公表する売上金額(毎年の定時総会に直近の会計年度の年商をいう)規模にて、ランクを決定する。
(ランクは5段階とし、金額は毎年度確認する。)

製造業以外の会員については、入会時に面談の上決定し、以降毎年確認を行う。

4. 賛助団体会員会費は、入会時に面談の上決定し、以降毎年確認を行う。

[定款変更申請]

定款変更申請については、事務局業務としてかなりのエネルギーを費やした業務になってしまったのでその経緯と結果を明記する。

平成12年5月26日の定時総会において議決された定款変更の内容については、そのまま直ちに「変更許可申請書」を提示したが、入れ違いに先方から追加事項の連絡があった。当方は総会決議事項であるのでそれを受付けず6月30日付で提出した。結果なおざりにされ宙に浮いていたが、当方ではその追加部分を平成13年5月の総会で可決承認するべく11月7日の理事会の議決を得ていた。

ところが、更にその他に追加変更が必要という事が判明したのが11月17日であった。

通算すれば1年半以前より確認して来た事に対する回答が届いた訳である。

余りの事に云うべき言葉もないのが実感であるが、正副会長の諒解の元に一切を「行政指導」という事で変更申請をレールに乗せることになった。そこで改めて11月17日の連絡による「定款変更申請書」を12月1日付で再提出した。これについての認可が平成12年12月28日付で下りた。従って平成13年5月の総会で残余の「定款変更」処理を決議するところとなったものである。

なお、平成12年12月28日付の農林水産大臣の「認可内容」についても、平成13年5月25日の総会で追認することになった。

1. 平成12年5月26日総会決議変更事項

幻となつたため掲載省略

2. 平成12年12月1日付提出の変更の新旧対照表

平成12年12月28日付認可

改 正 案	現 行
(事務所) 第2条 協会は、主たる場所を東京都中央区 <u>旦本橋室町二丁目5番11号江戸ビル4階</u> に置き、従たる事務所を理事会の <u>議決</u> を経て必要な地に置くことができる。	(事務所) 第2条 協会は、主たる場所を東京都中央区に置き、従たる事務所を <u>北海道札幌市、宮城県仙台市、東京都中央区、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、広島県福山市、高知県高知市、福岡県北九州市</u> のほか、理事会の <u>決議</u> を経て必要な地に置くことができる。
(会員の資格) 第6条 協会の会員は、 <u>加工食品流通の近代化及び効率化に日常的かつ積極的に関連する健全な事業者</u> とする。	(会員の資格) 第6条 協会の会員の <u>資格を有する者は、加工食品の卸売業を営む法人</u> とする。
(役員の定数及び選任) 第13条 (略) 2 理事及び監事は、総会において選任する。 ただし、 <u>理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。)又は特定の企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。</u>	(役員の定数及び選任) 第13条 (略) 2 理事及び監事は、総会において <u>会員又は会員の代表者としてその権利を行使する者のうちから</u> 選任する。ただし、 <u>総会で必要と認められたときは会員及び会員の代表者としてその権利を行使する者以外の者から理事8人以内を選任することができる。</u>
3～4 (略)	3～4 (略)
(総会の議決方法等) 第22条 (略) 2～3 (略)	(総会の議決方法等) 第22条 (略) 2～3 (略)

<p>4 総会の議事は、第 24 条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。</p> <p><u>この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。</u></p>	<p>4 総会の議事は、第 24 条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。</p>
<p>(理事会の構成等)</p>	<p>(理事会の構成等)</p>
<p>第 27 条 (略)</p>	<p>第 27 条 (略)</p>
<p>2 ~ 4 (略)</p>	<p>2 ~ 4 (略)</p>
<p>5 第 2 項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、臨時理事会を開催する。</p> <p>(1) 理事現在数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があつたとき。</p> <p>(2) 監事が、財産及び会計の状況又は業務の執行について、理事会へ報告する必要があると認めたとき。</p>	
<p>(規定の準用)</p>	<p>(規定の準用)</p>
<p>第 29 条 第 21 条第 3 項、第 22 条、第 25 条及び第 26 条の規定は、理事会について準用する。<u>この場合において、「会員」とあるのは「理事」と、「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第 29 条 <u>第 20 条第 4 項第 2 号、第 21 条第 3 項、第 22 条、第 25 条及び第 26 条の規定は、理事会について準用する。</u></p>
<p>(経費支弁の方法等)</p>	<p>(経費支弁の方法等)</p>
<p>第 37 条 (略)</p>	<p>第 37 条 (略)</p>
<p><u>【削る】</u></p>	<p><u>2 毎事業年度の収支計算における収支差額について、翌事業年度に繰り越すものとする。</u></p>
<p>(事業計画及び収支予算)</p>	<p>(事業計画及び収支予算)</p>
<p>第 39 条 (略)</p>	<p>第 39 条 (略)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において収支予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、<u>暫定予算</u>として前年度の収支予算に準じて収入及び支出をすることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において収支予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、前年度の収支予算に準じて収入及び支出をることができる。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の許可のあった日(平成 12 年 12 月 28 日)から施行する。

3. 平成 12 年 11 月 7 日理事会議決変更事項案

幻となったため掲載省略

4. 平成 13 年 5 月 25 日総会議決予定変更事項(但し、平成 13 年 3 月末日現在)

改 正 案	現 行
(賛助会員) 第 12 条 (略) 2 ~ 3 (略) 4 賛助会員は、次の各号の一つに該当するときは、協会を脱退する。 (1)賛助会員から脱退の申出があったとき。 (2) <u>後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産宣告を受けたとき。</u> (3)死亡又は解散したとき。 (4)賛助会費を引き続き 1 年以上納入しないとき。 (5)除名されたとき。 5 ~ 6 (略)	(賛助会員) 第 12 条 (略) 2 ~ 3 (略) 4 賛助会員は、次の各号の一つに該当するときは、協会を脱退する。 (1)賛助会員から脱退の申出があったとき。 (2) <u>禁治産若しくは準禁治産又は破産宣告を受けたとき。</u> (3)死亡又は解散したとき。 (4)賛助会費を引き続き 1 年以上納入しないとき。 (5)除名されたとき。 5 ~ 6 (略)
(辞任又は任期満了の場合) 第 16 条 任期満了又は辞任により退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。	(任期満了又は辞任の場合) 第 16 条 任期満了又は辞任により <u>役員がその定数を欠くに至った場合には、退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</u>
(総会の種別等) 第 20 条 (略) 2 (略) 3 通常総会は、毎事業年度 <u>1回以上</u> 開催する。 4 (略)	(総会の種別等) 第 20 条 (略) 2 (略) 3 通常総会は、毎事業年度 <u>終了後 2 月以内に</u> 開催する。 4 (略)
(監査等) 第 40 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催日の 10 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。 (1) <u>事業報告書</u> (2)収支計算書 (3)正味財産増減計算書 (4)貸借対照表 (5)財産目録	(監査等) 第 40 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催日の 10 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。 (1) <u>事業概況報告書</u> (2)収支計算書 (3)正味財産増減計算書 (4)貸借対照表 (5)財産目録

<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第41条 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書 (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表 (3) 前年度の収支計算書及び正味財産増減計算書並びにその年度の収支予算書 (4) 前年度末の会員名簿及び賛助会員名簿並びに前年度における会員及び賛助会員の異動状況を記載した書類 	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第41条 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 前年度の事業概況報告書及びその年度の事業計画書 (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表 (3) 前年度の収支計算書及び正味財産増減計算書並びにその年度の収支計算書 (4) 前年度末の会員名簿及び賛助会員名簿並びに前年度における会員及び賛助会員の異動状況を記載した書類
--	--

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった(平成 年 月 日)から施行する。

5. 留意事項

当協会が「社団法人」としての法人格を維持するためには、更に「理事構成」の関する部分の変更を必要とされている。これを受けるとすれば、3年連続総会において定款変更議案について審議することになる。

[賛助会員世話人会]

現在の協会活動は、賛助会員のご支援に負う所大なるものがある。それは財政的なものに留まらず事業活動の一端である各種委員会・各研修会等に対する参加・協力、酒類・加工食品データベースセンター(略称; SKDBC)の運営参加等会員と一体となっての事業が極めて多くなって来ているからである。これ等の基本論について、事前の情報交換を主眼にした会議体がこの賛助会員世話人会である。

◇4月25日(火)11時30分より日本橋精養軒にて、第40回賛助会員世話人会は開催された。

協会代表として廣田副会長(㈱菱食)、世話人代表として岡部有治氏(味の素㈱)が続いてご挨拶され議事に入った。まず、この日に先立ち行われた4月20日の理事会報告がなされた。この中で特に「新しい商慣行・取引条件のあり方について」「役員改選、岡部有治氏監事に就任」「会費制度の検討開始」等について重点的に説明があり、その後に賛助会員各位から積極的な意見が出された。このご意見の中から食品流通委員会ワーキンググループが作業中に使用した外来慣用語の使い方について次の如くまとめた。

使用している慣用語について

商慣行・取引条件の中に使用されている用語について、当協会では一般的に次の如く解釈して使用しています。

従って、今回の提言の中でも、この様に解釈しながら使用しております。

* リベート (Rebate) : 割戻金、手数料、報奨金等、卸売業が主としてメーカーより收受する金銭で、生産者価格・仕切価格の約定以外の約定により価格から値引きしたり、特恵的に受け取るもの総称します。
同時に同じ様に、卸売業が主として小売業に支払う金銭で、納入価格以外に特恵的に支払うものを総称します。

* インセンティブ (Incentive) : リベートの中でも、報奨的に授受される金品をいいます。
例えば、売上目標達成報奨金(報奨品又はサービスも含みます。)

* ディール (Deal) : 「取引」全体を指す場合もありますが、ここでは、メーカーディールの如く、メーカーが、ある製品について、販売促進のため付する特恵的条件をいいます。

* アラウアンス (Allowance) : 正常商品に対して何らかの瑕疵があるがための割引(会計用語上の「値引き」又は、予め想定して事前に行う値引き (... Allowance))、当方からの引取りで商品を購入した時の割引(Back-haul Allowance)、広告やセールスプロモーション費の補助費(Advertising Allowance, Display Allowance)等を指します。

* フィ (Fee) : サービス業務の対価、利用料金をいいます。

* チャージ (Charge) : 料金制で明示されている料金のことをいいます。料率が示されていて、基礎値が確定すると計算されて支払う賦課金を指す場合もあります。

* コスト (Cost) : 生産又は販売するための、原価又は費用をいいます。従って、仕入商品のネット価格もコスト、それ以外に要した経費もコストといいます。

更に、合計してコストという場合もあります。

* マージン (Margin) : 販売価格中に含まれる粗利益をいいます。

オープンプライス制では、(納入価格 - ネットの仕入価格) = (マージン(粗利益)+フィ)になります。

建値制度上では、仕入価格と販売価格の差額が差益でありこれをマージンと呼ぶこともあります。

以上は、慣用語として使用しております。「定義」として使用しておりません。

◇第41回賛助会員世話人会は11月21日(火)11時30分より日本橋精養軒にて開催された。廣田副会長(㈱菱食)のご挨拶、岡部有治氏(味の素㈱)のご挨拶があつたが、廣田副会長は商品単価の下落を、ケース当たり単価が昭和58年に4,000円であったものが昨年では2,600円台と指摘。それを上回る卸売業の生産性向上努力があり、今日のサプライチェーンがある事を力説された。これを受けた様に岡部有治氏は、世の中が激変する中で我国の現在の合理的な流通経済構造は、より内外に喧伝して然るべきと強調され、とは云うもののコストダウンへの研鑽が必要と締められた。

報告事項として、11月7日の理事会議事録から賛助会員に対して実施したアンケート、SKDBCの現状と課題、来期に予定される賛助会員会費改訂を重点としたが、この個々についてご指摘ご意見を頂いた。

[食品卸団体連絡協議会]

年に1回、大阪府食品卸同業会、京滋食品卸同業会、中部食料品問屋連盟、東京都食品卸同業会の4団体と当協会との連絡協議会を開催する。

◇第24回食品卸団体連絡協議会は10月19日(木)14時より東京ステーションホテルにて開催された。

当日は東京都食品卸同業会 山本新三郎会長(国分㈱)よりこの協議会開催の当初の経緯を含めたご挨拶頂いて開会。双方より事業活動を報告した後、意見交換に入った。

そこでは、建値と実勢価格の差額分の立替金の増幅とメーカー要請、新商品開発と旧商品終売の多発問題、不良品回収に伴う負担増、ITF外箱印刷不徹底問題の背景等が予定時間をオーバーするまで話合われた。

なお、次回からは事前にテーマを絞り、当日参加者全員で討議できる方式に切換えるべく提言した所大方の賛同を頂いた。

[食品流通委員会]

前年度に3種類の冊子にまとめた当委員会活動は、その後各支部総会において、その概要を担当したワーキンググループ委員より全国的に報告した。

一方本年度の事業については、始めての試みとして食品流通委員会の副委員会を開催し、日常営業第一線にいる副委員の間からテーマを絞り、正委員会に問題を提起する方式を採用した。その結果、会員と賛助会員にアンケートを実施し、それを踏まえて「日食協の考える公正取引・公正競争」を明らかにする事にした。この為、事務局として㈱流通政策研究所に前年に引き継いで協力を依頼した。ワーキンググループは副委員の中から木村哲二氏(㈱菱食)(座長)、大竹一太郎氏(㈱明治屋)、入江幸徳氏(加藤産業㈱)、今井哲男氏(㈱雪印アクセス)の4氏が選ばれた。

本年度の会合は4月6日(食品流通委員会)、7月11日(食品流通委員会)、8月21日(副委員会)、8月24日(食品流通委員会)、9月28日(副委員会)、10月20日(ワーキンググループ)、12月1日(ワーキンググループ)、12月22日(ワーキンググループ)、1月25日(ワーキ

シンググループ)、2月8日(食品流通委員会)、3月2日(食品流通委員会)、3月19日(ワーキンググループ)に開催された。

この間にワーキンググループより出された提言原案については、委員各社のトップを巻きこんで広く意見を徴集し、激論の結果修正方向を採択した。これを擱んでワーキンググループで修正した案が出来上がった。年度が変わった4月10日13時30分より開催の食品流通委員会にて、理事会に報告する最終案が漸くまとまつたかに見えたが、市ノ瀬竹久委員長より、その前に正副会長の批判を仰ぐことが提案された。従ってここには、ワーキング・グループの半年間の成果の「まとめ」は掲載することを見合せた。アンケートの総括概要は以下の通りである。

また、4月10日の食品流通委員会では平成13年度の事業計画も後掲の如く決定した。

アンケート結果総括概要

I. 会員に対するアンケートのまとめ

今回のアンケートの回収割合は41%(有効回答のみ)と、かなりの高率を挙げる事が出来た。

これは事務局として流通政策研究所が専心回収努力に励んだ結果であるが、同時に会員の関心も高かったことに依ると推測される。

また、多数事業所を保有する会員の中には、各事業所にこのアンケートをコピー配布し、まとめて回答して頂けたところもあるので、こうした調査の中では精度の高い核心を衝いた結果を把握できた。依って各項目毎に、次の如くに概要評価を行った。

1. 流通業界の取引慣行の問題認識

従来から問題があり、是正を必要として来た取引慣行の中より6パターンを抽出し、最近時における問題認識の度合を測ってみた。

この中では、それほど問題がないと考えているのが「押付け販売」で、約半数近くの回答。これを除いては、他は8割近くの企業が問題ありと指摘している。また、押付け販売にしても、約半数が相不变問題ありと答えている。これを前提として、取引慣行毎に内容を調査した。

2. センターフィーの支払い

運営の類型別に不満発生度合を見ると、センターフィーの徴収に小売業が介在する場合に、不満発生がより多いが、それも次の3点に絞られている。

①自社配送よりフィーが高額である

「自社配送よりフィーが高額である。」という回答の背景には、自社センターに於ける合理化メリットに比較して、より高額なセンターフィーの支払をさせられることに対する不満である。つまり、それを自らの売価に上乗せできない事のイラ立ちでもある。

②センターフィー算定に交渉の余地がない

「センターフィー算定に交渉の余地がない。」も同様な事が言える。加えて、帳合を失わない事が最大の前提条件になっている。

③センターフィー算定根拠が不明である

「センターフィー算定根拠が不明である。」というのは、充分な説明がないことと、カテゴリー別にフィーの料率が異なるため複雑な計算であったり、納入用器具備品の賃料が加算されたりしているために、結果としてチェックが不可能な上に、売掛金より相殺されることに対する不満が含まれている。

しかし、こうした全体の基調の中にも、回答企業の約2／3が、自ら専用センター運営を受託しているという大きな変化が現れている。しかも全業態に亘っており、かつ自らセンターフィーの徴収を行っている事実も明らかとなつた。

その中で、卸売業間のセンターフィー料率についての不満も発生していることも明らかである。

これらの解決としては、業界団体において、料率の妥当性の追求等を行なうことに期待がかけられているが、多数の実例把握がない今日としては、まずは事前のセンターフィー支払に関する取引条件の明文化、かつその対等な話合いの場を求め、売価への反映をスムーズにさせる努力が必要であるという意見に帰着せざるを得ない。

問題を惹起しているのは殆どの業態であるが、最も多く指摘されたのは食品スーパー(SM)であり、小売業が運営している通過型センターに問題含みのケースが多い事が見受けられる。そしてそれはフィーが高額であるとする理由が多いのである。

3. 帳合変更

全体の傾向として8割が帳合変更の憂き目に会い、その約1／3が過去のそのための投資をムダにしてしまっている。

帳合変更の際の実際の予告期間は、3ヵ月未満が比較的多く、卸サイドの企業規模が大きくなるにつれ、予告期間も長くなる傾向がみられる。逆に、帳合変更に最低限必要な期間として回答されたものは、3ヶ月～6ヶ月が多数を占めている。小規模、中規模卸売業においては、1年以上必要であるとの回答も見られるが、これは非現実的である。

帳合変更の理由説明に関しては、「一方的通知」が多数占めているが、百貨店に関しては明確な理由説明があるとの回答が目立っている。

さらに、既存売上に占める帳合変更の割合が高い業態は、百貨店、総合スーパーであった。

4. 協賛金の支払い

諸々の名目で協賛金の支払いを要請されている。支払いを全面否定する卸売業も1割強存在するが、自社にとって直接的な利益が明らかに見込める場合に限れば、7割強の企業が支払う事は止むを得ないとも考えている。その背景には、その負担の44.2%がメーカーから補填されているからという事もある。

これから小売店間の競争がますます熾烈になる事が予測される今日では、小売店ともども一体となっての競争も当然過激なものとなるので、何らかのガイドラインの提示が必要になる。つまり「差別対価の禁止」「後追い条件要請の禁止」等が望まれていることになる。

5. 労務提供

強要される労務提供と、自発的リテールサポートが混在する。作業形態としては、陳列作業の手伝いが多い事になる。しかし棚卸しの手伝い、バックルームの整理、値札付け作業に強要されるケースも多く、新規開店時や販売促進の場合にはリテールサポートの比率も比較的高いことになる。フリーアンサーの中から労務提供の許容される範囲が浮上して来る。

6. 押付け販売について

問1で約半数がそれほど問題なしと回答し、改善したかに見える反面、相不変それを上回る企業が問題ありとしている。押付けられる内容は実に多岐に亘っており、その半数は、担当者が個人的に処理せざるを得ない実態が明らかになっている。しかも小規模卸売業にそれが多い。社会的に規制せねば弱者は救済されない。

7. 返品問題

返品についての問題は、今回の調査対象たる小売業のみならず、対メーカーの場合にも存在する。

対小売業の返品問題に限れば次の如き傾向が明らかにされた。

最近時における返品の増加傾向に関しては、他の業態で横ばいの傾向となった中で、ただSMに関しては、増加しているとの回答が目立っている。

企業規模別でみると、企業規模が大きくなるにつれ、僅か減少している。

返品時に提示する理由として多くあげられたものは、商品全体の瑕疵、賞味期限関連、季節商品である。

また、返品に伴うコスト以外の問題として多かった回答は、小売業者の販売努力が足りない、消費者が賞味期限に異常に反応し過ぎるというものである。

メーカー側の事情による返品については、今回のアンケートでは対象外とした。しかし、大量に発生するケースもあるので問題があると認識している。

8. その他の取引慣行

今日ではEOS利用料の徴収、納品用シール代・伝票代の負担、銀行振込手数料負担が業界慣行として常態となって来たと言える。こうしたものはいずれも卸売業の販管費であり、小売業に対する売価に上乗せしなければならない性格の経費である。これが実践されねば、卸売業は自滅の道をたどることになる。改めて売価の意味を認識させる必要がある。

9. 日食協発刊の過去の報告書・法整備について

会員の2/3はこれを読み、88.1%が評価してくれている。そして法整備については実際に多数のフリーアンサーを寄せて頂いた。勿論、殆どが法整備に賛成であり、ご指摘やアイデアと共に、励ましもあった。

結論としてこれ等を踏まえ、最近時の公正取引委員会の酒類業界の指針を参考とし、当協会として考える「公正取引・公正競争」の概念を整理することにした。

II. 賛助会員に対するアンケートのまとめ

今回のアンケートの回収割合は、有効回答で 40.4%という高率を挙げることが出来た。これは賛助会員の方々が日頃のご協力もさることながら、今回のこのアンケート事業についても熱心にご協力下さった賜物と考えねばならない。

設問毎にまとめる以下のような概要となる。

1. 日食協報告書「新しい商慣行・取引条件のあり方」についての認知度について

58.1%の企業が認知し、かつ評価を頂いている事がわかった。また、「新取引制度」と「建値制度」に分別している内容についても、ほぼ同様の認知と評価を頂いている。

しかし、いずれにしても、認知されなかった企業が 40%を超える比率であって見れば、この事から何によらず当協会の主張を周知徹底させる事の難しさを思い知らされた。

同時に、「評価しない」部分についての更なる研究が必要ということになる。

2. 自社の「価格制度」について

約 2／3 の企業が建値制度を採用している中で、一部業務用商材を新取引制度に切替えた企業が 23.3%、完全に新取引制度に切換えたと自ら認識している企業が 9.3%となった。そして、場合に依っては変更したいと考えている企業が 34.9%であるが、全体傾向としては過半数の企業が建値制度を維持していこうとしている結果が出た。しかし新取引制度も一部では定着したという見方も 72.1%と高率なので、どちらかと言えば我国の現状においては、建値制度を採用する企業の方が若干上回る程度と考えるべきなのであろう。

3. 建値制度下のマージンのあり方について

定率であるべきものと、定額であるべきものとの双方からマージンが考えられて然るべきではないか、という説に、2／3 が賛成している。しかし、販売業務報酬に対しての応量かつ累増して然るべきかという説に対しては、賛成者は 48.8%と半数に満たず、37.2%はむしろはつきり反対を表明している。その反対理由の中では応量はともかく、累増の部分についての意見を多く頂いている。

物流業務報酬についての定額制については、漸く半数の賛成を得ているが、34.9%が反対とされている。

かくしてアンケート集計では、総論として、建値制度下のマージンのあり方は定率及び定額、ないしはそのいずれかとする事に異論はないものの、卸の機能に結び付けたり、コストに基づいての対価を表現するという考え方には至っていないという事になる。この事に加えて卸売業間の過当競争が価格制度を破壊し、単なる安売り競争にごく必然的に発展させている、と言えるので極めて重要な事項である。

この事実は、更に次の設問の回答でよりはつきりとして来る。つまり、要素別の機能対価に対する支払について、更にマージンとして支払うべきか、別途にリベート等で支払うべきか、はたまた、全く支払う価値を認めないと考えるべきかを調査した訳だが、前述の如く、卸売業の機能に対する理解の不足も手伝ってか、機能対価のあり方についての最大公約数を見出すまでには至らない。残念なことだが、この状態では、当協会の主張する機

能対価の前提となる「機能」そのものの認識を迫るべく、周知の徹底がまず先決という事になる。

4. 新取引制度について

新取引制度のあり方については、まだ回答できないのか、無回答企業が 60.5%もあり、ここから全体方向を推進する事は避けるべきと判断した。

5. 特約店制度について

約 3 / 4 が特約店制度維持を指向しているが、問題点を抱えている事から変更を考えている企業もあり、現状維持の回答は 45.5%に留まっている。

また、自由記述からは、日本独特的地理的要因や流通システムにおいては、外資系小売業の進出に伴う直取引の展開は左程考えられず、特約店の物流機能は、メーカーにとって不可欠なものであるとされている。

また、メーカーは商品情報や販促情報などといった、有益なデータベースを構築し、製・配・販 3 層で共有し活用する必要性を認識しているが、特約店は様々な業態の小売業の店頭情報を有している筈なので、その推進者としての役割が求められている。

その他の記述では、特約店の販売力の低下や小売業へのリテールサポート力の不足、非効率性、複雑性が指摘されている。

特約店の存在意義としてアピールできる機能は、これらの改善に加え、物流機能のさらなる高度化推進と、製・配・販の商流、情報流のコーディネーターとしての役割を担うことであると、メーカーは認識しているのが多い。

以上



静岡県のアウトレットモールにて

関東支部 商品研修会

平成13年度 食品流通委員会事業計画(案)

当業界を取り巻く環境は益々複雑化し、変革の度を増している。

グローバル化の進展は、取引慣行や取引条件の変革、ひいては既存の生配販三層の機能を根本から見直す衝撃となった。

しかし、改めて従来の我々が積重ねて来たものの中から、新しい日本初の中間流通業のアイデンティティーの確立も期待されている。

当委員会は前年度の活動の総括から次の事業を計画する。

1. 取引慣行の整備の研究と実践

- (1) 取引の透明化のための契約の明文化について
- (2) 公正取引のためのガイドラインについて
- (3) 公正競争のためのガイドラインについて
- (4) 機能対応の取引条件への移行について
- (5) 不合理な取引慣行の是正について

2. 中間流通業の課題の研究と啓発

- (1) 環境問題対応に伴う新しい課題について
- (2) I T 革命対応に伴う新しい課題について

3. 事業活動指針

- (1) 各支部との連携強化
- (2) テーマ別ワーキンググループの結成と外部スタッフの活用
- (3) 委員会の効率的運営

以上

[情報システム委員会]

本年度の情報システム委員会はその事業の大半を、酒類・加工食品データベースセンター(略称: SKDBC)の委員会活動に委ねた。それは半数以上の各委員がSKDBCの運営委員会とシステム小委員会の委員に重複して選任されている事と、討議内容が重複する事を避けるがための結果である。

会合は9月19日(火)開催し、SKDBCの活動以外のテーマの確認と情報システム研修会開催企画検討を行った。

平成13年3月14日(水)の会合では、SKDBC活動の確認と平成13年度の事業計画を討議した。

平成13年度情報システム委員会事業計画(案)

我が国はIT革命の進展と共に、業界におけるその影響度合いは増大しつつあり、業界インフラの整備、標準の設定、標準化への業務改革は焦眉の急を告げている。

中間流通の立場、総合的消費財の取扱等を勘案すると、これに対処すべき事業は多岐に亘ると考えられるので、本年度は次の事業の遂行を心がける。

1. 流通EDIの促進

- (1) 当業界の諸システム標準の制定と他との整合性
- (2) 標準に関する啓発普及と研修会の開催
- (3) 「酒類・加工食品データベースセンター(略称: SKDBC)」に対する協力
- (4) (仮称)「業界システムセンター」設置の促進

2. IT対応

- (1) 会員・賛助会員のIT対応に関する支援
- (2) 高度情報システムの調査研究と研修会の開催

3. 事業活動方針

- (1) SKDBC業務との重複を避け、SKDBCの各委員会には当委員会委員を派遣する。
- (2) SKDBC活動の普及徹底については「商品コード等研究会」がこれに当たる。
- (3) 既存「業界標準システム」のメンテナンスについては必要な時にワーキンググループを召集し対応する。
- (4) メーカー側との情報交換については「ネットワーク検討会」がこれに当たる。
- (5) (財)流通システム開発センター等の主催する高度情報システムに関する会合には、委員・事務局が手分けしてこれに参画する。
- (6) 上記を遂行するに当たって、特定人に負担が偏る事のないよう配慮すると共に、重複する活動のないように留意する。

以上

[情報システム研修会]

11月22日(水)東京日暮里ホテルラングウッドにおいて13時30分より全国卸売酒販組合中央会との共催による情報システム研修会が開催された。

情報システム委員会 磯野計一委員長(㈱明治屋)の挨拶で開会、①SKDBCの近況報告
②業界取引コードの標準化 ③商品画像情報の標準化について(中間報告)④「㈱ファイネット

トの現状と今後の取組みについて」 ⑤「B to B の動向とN R I の取組みについて」
閉会挨拶は井口泰夫副委員長(国分㈱)「I T 革新のスピードは対応する業界インフラの統合
を促している」と結んだ。

懇親会は全国卸売酒販組合中央会の高氏専務理事が開会を宣言 乾杯。中締めは同中央会 菅
根常務理事の業界システム統一を祈念する一本締。

[ネットワーク検討会]

本年度は4月 27 日(木)に定例的な会合が開催されたが、ここで今後の合理的な運営についての討議がなされ、6月 15 日(木)に一部有志が検討した原案を6月 21 日(水)に開催された会合で全員討議した。結論としてこの「ネットワーク検討会」の目的をメーカー側(主としてF研メンバー)と卸売業側(当協会)との情報交換にしほり、3ヶ月に1回の開催と、随時テーマがあればその都度討議する会議体とする事とし、従来から担当業務としていた業界標準システムのメンテナンスについては別個にワーキング・グループを結成し委ねる事とした。

またSKDBCの討議との重複も避ける事になった。

座長は引続いて篠 憲一氏(国分㈱)。

なお、業界標準システムのメンテナンス業務については、情報システム委員会傘下の常設的
ワーキング・グループとして篠 憲一氏(国分㈱)、本山利一氏(㈱廣屋)、小川政明氏(㈱明治
屋)、大森裕之氏(㈱菱食)、村田利衛氏(味の素㈱)、大野仁史氏(サントリー㈱)、倉持 悟氏
(キッコーマン㈱)の7氏を改めて委嘱した。

以降、ネットワーク検討会は9月 13 日(水)、12月 13 日(水)、3月 7 日(水)に開催され毎
回当協会状況報告、関東F研、関西F研、SJKの各事業報告のあとで、ペーパーレスシス
テムの阻害要因、販促金情報システムの活用状況等の情報交換を続けている。

[物流委員会]

本年度前半は共同物流の調査研究を、共同物流ワーキング・グループが進め、その検討が主
たるテーマであったため、合同の会議を開催するなど活発な展開を見せた。しかし、具体化の
段階で暗礁に乗り上げた形で一歩後退し、実現性のある構想を国分㈱が中心となり再提案する
こととなった。

一方例年継続的な事業活動となっていた物流コスト調査は実施したが、流通センターフィの
取扱い方から、数値の公表を前年に統一して中止する事となった。調査結果は、流通センターフ
ィのデータと共に蓄積中であり、いずれ分析可能な時点で再び公表することになると考えられ
ている。

いわゆる「一貫パレチゼーション」に関する動向については、日本ロジスティクスシス
テム協会の委員会には事務局が出席、「物流E D I」に関する同協会の委員会にも会員・賛助会員
から委員を派遣している。

I T F コードについては 16 枠から 14 枠への移行問題があるので、動向を事務局で見守って
いる。

こうした中で物流委員会会合は4月18日(火)(ワーキング・グループ合同)、4月24日(月)共同物流研究ワーキング・グループ、5月15日(月)共同物流研究ワーキング・グループ、5月29日(月)共同物流ワーキング・グループ、6月5日(月)共同物流研究ワーキング・グループ、6月6日(火)物流委員会(ワーキング・グループ合同)、6月22日(木)共同物流研究ワーキング・グループ、7月11日(火)共同物流研究ワーキング・グループ、7月18日(火)物流委員会(ワーキング・グループ合同)、9月8日(金)物流委員会、10月31日(火)物流委員会、12月19日(火)物流委員会、2月28日(水)物流委員会、3月27日(火)物流委員会と開催された。

2月28日には平成13年度事業計画が討議され、3月27日にはその個々についての内容細目、今後の委員会運営等の検討がなされた。

平成13年度 物流委員会事業計画(案)

グローバル化、IT革命等の進展の中にあって、中間流通の果たして来たロジスティクス機能の重要性は再認識されている。

しかし、過去の全てが容認されたのではなく、新しい流通構造の中におけるサプライチェーンとして、ローコストオペレーションが自他共に認められるケースに限定されつつあるのが事実である。

斯かる時点において物流委員会は次の如き事業活動を計画する。

1. 共同物流構想の具現化
2. 物流コストの調査研究
3. IT Fコード普及促進と活用研究
4. パレチゼーションに関する調査研究
5. 物流EDI標準等異業種との整合性
6. 環境問題を踏まえた返品・リターナブル等の調査研究
7. その他ロジスティクスに関する調査研究

以上

[商品開発研究会]

前年度までの「缶詰ブランドオーナー会」からの組織名称を変更することが決定し、それに基づいての事業活動についての基本的な打合せを、委員企業4社が、4月13日(木)に会合して確認し合った。その後で正副会長会議の意向を受け、理事会における決定に沿い、旧「缶詰部会」事業活動を行う部会名称を、「缶詰ブランドオーナー会」と称する事が決定したのを受けて、4月24日(月)旧部会長の塩田良英氏(㈱明治屋)と柴田俊宏氏(㈱サンヨー堂)が打合せをし、5月23日(火)に幹事店として㈱明治屋、㈱サンヨー堂、国分㈱、㈱菱食の4社に集合を願い、1年間の運営を取り敢えず試みることにした。6月16日(金)にも幹事店会を開催し、そこで事業計画の具体化を打合せした。

缶詰ブランドオーナー会

7月13日(木)には新生缶詰ブランドオーナー会の第1回事業として14時30分から①さくらんぼ・桃の生産状況 ②缶のリサイクルとリサイクルマークの導入についての研修会を行った。第2回事業は10月4日(水)13時30分より、日本蜜柑缶詰工業組合から幹部の方々に出席を願い、情報交換会を行った。その後で異物混入問題がテーマとなり熱心な討議が行われた。資料として(社)日本缶詰協会の厚生省生活衛生局宛の見解を使用した。

12月18日(月)10時より幹事店会を開催し、資料提供可能者に呼びかけクレーム実態調査を例年通り実施する事を決定した。これは年間データを平成13年1月下旬より集計に入り、3月12日(月)に参加者にフィードバックされた。

この3月12日の幹事店会において平成13年度の基本的運営と事業計画の確認がなされた。

幹事店会座長は塩田良英氏の留任となった。

平成13年度商品開発研究会事業計画(案)

当業界のマーチャンダイジング、或は個々の商品の周辺には大きな課題がめまぐるしく発生しているのが現状である。

従来は缶詰商材を中心に事業活動を展開してきた当研究会(前身・缶詰ブランドオーナー会)も、名称変更・組織変更に伴い事業内容も徐々にその領域を拡大しつつ、会員のニーズに合せたものとすることにした。

1. 情報収集事業

東北、九州の製造業者から、さくらんぼ・桃及びみかん等の現地情報を得ると共に、販売サイドの情報を提供する会議を開催する。

開催時期は商況に合わせた時に実施する。

2. 商品に関する品質とその表示に関する研修

関連するテーマと機会を踏まえて研修の場を設ける。また全国食品缶詰公正取引協議会を活用する。

3. 他社商品の研究

(社)日本缶詰協会及び日本パインアップル缶詰協会の各品評会に併せて研修の場を設ける。

4. クレーム調査研究

参加有志企業を募りデータを収集し、集計分析し、相互間の研究成果として業務に反映させる。

5. その他事業

幹事店の委員が必要と認める事業

以上

[商品コード等研究会]

前年度は情報システム化委員会(現情報システム委員会)傘下にあって活動して来たが、平成12年度は独立して、酒類・加工食品データベースセンター(略称SKDBC)事務局と共にその運営を直接的に支援する事業活動を展開した。

SKDBCを支えたという事は、この業界のインフラ機構の確立・運営を文字通り縁の下で支えた立役者であって、後年その功績は永く語り続けられるべき活動の一 年であった。

会議としては8月22日(火)、11月24日(金)、平成13年3月21日(水)3回開催。その都度、勧誘、アイテム登録促進、商品コードの登録代行等の打合せを行い、日常業務の合間にSKDBCの為に尽力した。

成果は、会員合計364社(平成13年4月1日現在)、登録商品アイテム 33,421件(平成13年3月31日現在)という数値となって、業界のシステムセンターとしての位置を名実ともに構築するところとなった。

[法務研究会]

平成12年4月20日(木)の理事会で承認を受けて会は発足し、5月23日(火)に第1回、6社8人が集合し運営方法・テーマ等について協議。6月21日(水)に実質的にテーマを「民事再生法」として、勉強会と情報交換を行ったのを皮切りに、7月12日(水)、9月20日(水)、10月25日(水)、11月15日(水)、12月20日(水)、平成13年1月17日(水)、2月20日(火)、3月15日(木)と毎月開催。毎会ほぼ全員が集合し、約2時間に亘り研鑽に励んだ。その後テーマは債権管理手法、与信管理、債権譲渡登記、担保評価、破産等実践における今日的テーマを毎回の終了時に選択し、次回のメインテーマとしている。なおスタート時は座長として三好肇氏(国分㈱)が勤めたが、当初の取決めで交代輪番制任期半年という事で現在は廣瀬寿勇氏(㈱菱食)が担当している。

受託事業

酒類・加工食品データベースセンター事務局業務

平成12年1月より酒類・加工食品データベースセンター(略称; SKDBC)の事務局業務を受託することとなり、そのため職員を1名増員した。爾来、事務的業務を全般的に受託し、前述した「商品コード等研究会」の委員と、SKDBCが別個に業務委託しハード設備を保有し、ソフトのメンテナンスを行いながら、データベースを業務管理している㈱社会調査研究所メンバーと共にSKDBC事務局を構成して来た。

この平成12年度の事務局業務の内容は平成13年5月10日(木)に予定されるSKDBCの総会に提出し、議案の資料として使用される原案、即ち①平成12年度事業報告 ②平成12年度収支決算報告 ③会員状況 ④データ登録状況 ⑤活用状況 ⑥平成13年度事業計画 ⑦平成13年度収支予算に全てが凝縮されている。

またこれを参考することにより、SKDBCの現状を理解されたい。

結果として、年度末にSKDBC業務受託料4,000千円(年額)を受領することができた。

① 平成12年度 酒類・加工食品データベースセンター事業報告

I 概要

不慣れな運営の中での平成11年度から、軌道に乗せるべき平成12年度へ、平成12年4月12日に総会を行った。

運営体制については、運営委員を全員留任とし、事務局として(社)日本加工食品卸協会と株式会社調査研究所を引き継ぎ起用した。しかし、期中において運営委員会の毎月全員集合討議方式を隔月開催とし、隔月に常任運営委員のみで集合討議を行う、常任運営委員会を間に挟む方式に変更した。

討議した主なテーマは、運営安定化のための会費制度の見直し、会員資格の見直し、アイテム登録の促進、データベース活用の促進と、(社)日本加工食品卸協会の依頼を受けた商品画像情報の標準化の調査研究と、業界としてその成果の有効活用方法の研究であった。

会員の勧誘に関しては、主として(社)日本加工食品卸協会の商品コード等研究会と全国卸売酒販組合中央会に特にお願いし、多忙の中で精力的にご協力を頂いた。

また、登録促進にもご尽力を頂き、「代行登録制度」についてもいろいろとご検討を賜わり、今後のデータベース充実の基礎となる部分についてご協力を頂いた。

その中で、こうした任意団体である我々の努力の内容についての内外の評価と期待も増幅し、インフラ機構としての充実と共に、業界諸システム標準の整合性をここに求めるものも多く、その使命の重大性も十分に認識し得る所となつた。

そのためには、このインフラ機構の安定性と業界内に点在する各中核組織の統合化を併せて具現化させる企業体の出現を期待せざるを得ないのである。

関係各庁はもとより、業界有志のご賛同ご参画を頂き、その実現に向けての推進役事務局の任務を負ったと考えるものである。

II 各委員会活動状況

1. 運営委員会

1) 開催状況

・運営委員会

第1回 平成12年 4月 5日(水) (於日食協会議室)

第2回 平成12年 6月 23日(金) (於日食協会議室)

第3回 平成12年 10月 18日(水) (於日食協会議室)

第4回 平成12年 12月 6日(水) (於日食協会議室)

第5回 平成13年 2月 9日(金) (於日食協会議室)

・常任運営委員会

第1回 平成12年 5月 19日(金) (於日食協会議室)

第2回 平成12年 9月 21日(木) (於日食協会議室)

第3回 平成12年 11月 16日(木) (於日食協会議室)

第4回 平成13年 1月 18日(木) (於日食協会議室)

第5回 平成13年 3月 16日(金) (於日食協会議室)

2) 活動内容

- ・会費規定見直しについて

見直しについての検討及び会費規定変更案の作成(別紙総会提出議案参照)を行い、変更案についての会員企業に対する事前説明を実施した。

- ・賛助会員区分について

共同利用者についての内規の設定をし、いたずらに共同利用者が増すことを防止した。

賛助会員から会員になった場合の会費支払い内規の設定をして、特に情報システム業者についての会費負担額を定めた。

準会員に関する内規を設定して、未利用者に対する道も開いた。

- ・システム小委員会活動計画の策定及び進行状況チェック

システム改修、商品画像情報標準化とその仕様及び登録機構のあり方等についての検討が主なテーマであった。

(社)日本加工食品卸協会より依頼を受けた商品画像情報標準化調査研究は、報告書にまとめられた。

システム改修残案件及びアンケート要望項目の整理と対応も行った。

I F - D Bとの連携システム開発について、(財)流通システム開発センターに協力した。

- ・商品情報登録促進活動

登録促進お願い文書の発送及び登録状況に関するアンケート調査を実施した。

(平成 12 年 7 月、10 月、12 月)

アンケート調査結果を整理して、「運営委員会に対する要望」への対応を行った。

代行登録制度の導入を検討した。

- ・商品情報活用促進活動

データ活用促進お願い文書の発送及び活用状況調査を実施した。

(平成 13 年 3 月)

・会員勧誘及び獲得状況チェック、入金状況及び支出バランスチェック、商品データ登録・活用状況管理を常時行った。

・平成 13 年度運営委員会メンバー及び事務局業務委託先について検討した。

・平成 13 年度事業計画案及び予算案を作成した。

2. システム小委員会

1) 開催状況

第 1 回 平成 12 年 4 月 21 日(金) (於日食協会議室)

第 2 回 平成 12 年 5 月 12 日(金) (於日食協会議室)

第 3 回 平成 12 年 6 月 20 日(火) (於日食協会議室)

第 4 回 平成 12 年 7 月 18 日(火) (於日食協会議室)

第 5 回 平成 12 年 8 月 8 日(火) (於日食協会議室)

第 6 回 平成 12 年 9 月 6 日(水) (於日食協会議室)

第 7 回 平成 12 年 10 月 6 日(金) (於日食協会議室)

第 8 回 平成 12 年 11 月 14 日(火) (於日食協会議室)

第 9 回 平成 12 年 12 月 5 日(金) (於日食協会議室)

第 10 回 平成 13 年 1 月 16 日(火) (於日食協会議室)

第11回 平成13年2月1日(木) (於流通システム開発センター会議室)

第12回 平成13年3月13日(火) (於流通システム開発センター会議室)

2) 活動内容

・システム改修について

改修スケジュールと改修項目仕様の確認をし、(株)社会調査研究所に作業をさせた。

I F - D Bとの連携システムの開発について、(財)流通システム開発センターと検討を行った。

平成13年度の改修について検討し事業計画案の一部とした。

・商品画像情報の標準化について

まず、商品画像情報標準化仕様を作成し、他業界における標準化仕様との整合性を試みた。

登録機構のあり方についての検討を行った。

会費制度の見直しについて

1. 前提条件：1)会員数は、平成12年3月31日現在の321社をベースとする。

内 会費納入対象企業 248社

(大企業 128社) (中小企業 120社)

2) 13年度予算規模を30百万円と設定する。

経緯は、運営委員会の意見を集約すると、

①世の中の変化のスピードが速く、1年先の状況もはつきりしない。

②商品画像情報開発費は、別途論議する。

③将来的に、ユーザーの使用量の増加に伴いシステム改修の要望も更に
増え、その都度改修費について検討せざるをえない。

④当面、本年度並の30百万円規模とし、今後の変化に応じて対応する
ほうが良策と考える。

となる。

2. 会費規定変更(案)

1) 年会費(単位:千円)	大企業	100	(変更前)	60
	中小企業	10	(変更前)	6

2) 利用料(単位:千円)	大企業	120	(変更前)	60
	中小企業	12	(変更前)	6

(年会費、利用料とも、大企業対中小企業の比率は変更前と同じ)

3) 入会金(単位:千円)	大企業	60	(変更前)	50
	中小企業	20	(変更前)	10

3. 収入総額(予定)(単位:千円)

年会費	14,000	大企業	128社×100=12,800
-----	--------	-----	-----------------

中小企業 120社×10=1,200

利用料	16,800	大企業	128社×120=15,360
-----	--------	-----	-----------------

中小企業 120社×12=1,440

合計	30,800
----	--------

② 平成 12 年度収支決算報告

平成 12 年 4 月 1 日～平成 13 年 3 月 31 日

単位：千円

収入		予算比	予算
会 費			
11 年度末会員会費収入	16,866		16,974
12 年度新規加入分	2,285		
	<u>19,151</u>	+2,177	<u>16,974</u>
(財)日本加工食品卸協会 画像情報標準化調査研究料	3,000	0	3,000
全国卸売酒販組合中央会 協賛金	5,000	+5,000	
受取利息	7	+7	
収入合計	<u>27,158</u>	+7,184	<u>19,974</u>
支出		予算比	予算
事 業 費	67	-33	100
会 議 費	0	-120	120
交 通 費	12	-8	20
通 信 費	318	-182	500
消 耗 品 費	233	+33	200
諸 税	0	-12	12
雜 費	3	-12	15
事務委託費	5,000	0	5,000
業務委託費	16,065	0	16,065
システム改修費	5,460	0	5,460
支出合計	<u>27,158</u>	-334	<u>27,492</u>
収支差引		0	

③ 会員状況(入会企業の内訳)

平成 13 年 4 月 1 日現在

	卸	メーカー	共同卸	共同メーカー	情報処理	賛助会員	準会員	合 計
大企業	40	81	13	6	1	6		147
中小企業	29	189	45	9			26	217
合 計	69	108	58	15	1	6	26	364

④ データ登録状況

33,421 件(平成 13 年 3 月 31 日現在)

⑤ 活用状況

累計 13,877 回(設立以来平成 13 年 3 月 31 日まで)

⑥ 平成 13 年度 酒類・加工食品データベースセンター事業計画(案)

21世紀の到来と共に、当業界のIT革命は一段と促進された。

会員各位におかれでは、各企業毎の対応の実施に日々忙殺されているのが現状である。一方、この酒類・加工食品データベースセンターの存在意義も、益々認識の度を深めるにつれて、登録、検索共にその活用度は尻上がりに増加の道を辿っている。その中にあって、平成 13 年度は、次の事項を重点的な事業として挙げ、計画を具現化し、実施する。

1. 登録・検索の活用度向上

- (1)登録、検索各々について、合理化・効率化のためのシステム改修
- (2)登録代行制度の研究と登録アイテムの増加
- (3)検索活用増による登録者側のメリットの増幅

2. 業界システム統一の研究

- (1)業界標準の調査・批准、他業界との整合性の研究
- (2)システム統一機構・体制等の具現化への参画の検討
- (3)画像情報との取り組み方の研究

3. 酒類・加工食品データベースセンターの役割の確認

- (1)業界ニーズの把握
- (2)業務遂行のための機構全体の安定化
- (3)会員の会費負担及び運営協力のあり方の研究
- (4)期中に運営委員会の決定する研修会やその他の諸行事

以上

⑦ 平成 13 年度収支予算案(自平成 13 年 4 月 1 日～至平成 14 年 3 月 31 日)

単位：千円

1・収入	
年会費	14,070
利用料	17,844
追加 ID 使用料	228
収入合計	<u>32,142</u>
2・支出	
事務委託費	4,000
業務委託費	16,065
システム改修費	7,350
研究費	3,500 (システム改修、業界システムセンター対応他)
事業費(パンフレット)	140 (1000 部)

会議費	240	(総会、公聴会等 4回×60)
交通費	20	
通信費	500	(電話料、切手代)
消耗品費	310	(コピー用紙、トナー、電話リース料他)
諸税	8	(印紙代)
雜費	9	(振込料他)
 支出合計	 <hr/>	 <hr/>
	32,142	
 3. 収支差引	 <hr/>	 <hr/>
	0	

農林水産省補助・助成事業

商品画像情報標準化に関する調査研究

平成 12 年度の酒類・加工食品データベースセンター(略称 ; SKDBC)の運営について平成 11 年末より農林水産省食品流通局商業課流通構造改善対策室 斎藤昭室長に相談をしていた所、任意団体であるSKDBC運営についての、直接支援の方法は無いと言う事がよりはつきりしたので、当協会が独自に支援方法を考慮することとした。一方において、業界ニーズである「商品画像情報標準化の調査研究とその活用」については、(財)食品流通構造改善促進機構と相談するよう示唆を得た。

結果、既報の如く平成 12 年 6 月 17 日付で同機構に対して当協会より、その調査研究に関する企画書を提出した。これが採択され業務請負契約を 7 月 3 日付で次の如く交わした。

請負契約書

財団法人食品流通構造改善促進機構 会長 松本作衛(以下「甲」という。)と社団法人日本加工食品卸協会 会長 國分勘兵衛(以下「乙」という。)とは、生鮮食品等取引電子化基盤開発事業に係る平成 12 年度酒類・加工食品データベースの商品画像情報標準化調査研究について、次のとおり請負契約を締結する。

(実施する業務)

第1条 甲は、次の業務を乙に発注し、乙はこれを請け負う。

- (1) 業務名 商品画像情報標準化調査研究
- (2) 業務内容 別添の業務計画書のとおり
- (3) 金額 金 3,003,000 円(消費税を含む)
- (4) 履行期限 平成 13 年 3 月 28 日

(業務の遂行)

第2条 乙は、別添の業務計画書に記載された計画に従って業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(再請負等の制限)

第3条 乙は、請負業務の全部を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。

2 乙は、請負業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委託しようとするときは、あらかじめ甲に書面による承諾を受けねばならない。

3 前項の規定により第三者を起用する場合は、乙は、その責任において当該第三者に乙と同様の責任を負わせる。

(成果物の納入期限)

第4条 乙は、別紙の業務計画書に定める成果物を平成13年3月28日(以下「納入期限」という。)までに甲に納入する。

(契約金額)

第5条 甲が請負業務の実施の対価として乙に支払うべき契約金額は、金3,003,00円(消費税を含む。)とする。

(実施調査等)

第6条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対し請負業務の実施状況等について報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

2 前項において、甲は、乙に対し必要な指示を行うなど請負業務の実施管理上必要な措置を求めることができる。

(検査)

第7条 甲は、第4条の規定により乙から成果物の納入を受けたときは、遅滞なく当該成果物が契約に適合するものであるかどうかの検査を行う。

(対価の支払い時期)

第8条 乙は、前条に規定する検査の結果、当該業務が契約の内容に適合すると認められたときは、甲に対し費用の支払いを請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。

(成果物に関する権利の帰属)

第9条 成果物に関する一切の権利は、甲が乙に対し契約金額を支払った時に乙から甲に移転する。

(契約の解除)

第10条 乙が本契約条項に違反したときは、甲は何時でも契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、違約金として乙から契約金額の100分の10に相当する額を徴収することができる。

3 甲が第1項の規定により契約を解除した場合において、乙に請負業務に要した費用等の損害が発生しても、甲はその賠償の責めを負わない。

(費用の使途等に調査)

第11条 甲は、必要があると認めたときには、費用の使途その他必要な事項について乙に対して報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(帳簿等)

第12条 乙は、この契約による業務の経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならぬ。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を業務終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、この契約の履行において知り得た秘密を甲の承諾を得ないで他に漏らしてはならない。

(公表の制限)

第14条 乙は、甲の承諾を得なければ、請負業務の内容、成果物等について公表してはならない。

(協議)

第15条 この契約に定める事項又はこの契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成12年7月3日

甲 東京都千代田区神田練塀町3-3 大東ビル新館
財団法人 食品流通構造改善促進機構
会長 松本 作衛

乙 東京都中央区日本橋室町2-5-11
社団法人 日本加工食品卸協会
会長 國分 勘兵衛

業務計画書

1. 業務の目的

平成9年度及び10年度の生鮮食品等取引電子化基盤開発事業において、酒類・加工食品データベースセンターを開発したところである。このデータベースの運用において、利用者側より商品の画像情報を取り込む要請が出てきている。そこで、業界の意向を反映しつつ画像情報の仕様等についてその標準化の策定を目的とする。

2. 事業内容

- (1)商品画像情報の登録項目の研究
- (2)画像情報標準化の研究
- (3)画像情報登録システムの研究

3. 事業実施期間

平成12年7月3日から平成13年3月28日まで

4. 担当責任者

専務理事 井岸 松根

5. 成果物

研究報告書 20部

6. 経費の内訳

区分	金額(円)
画像情報標準化原案作成	1,730,000
ヒアリング調査	280,000
報告書作成	850,000
小計	2,860,000
消費税	143,000
合計	3,003,000

直ちに事務局としてこの作業を開始した。しかしもとよりこの内容審議については、SKDBCに負う所大であり、直接の検討は毎回のSKDBCシステム小委員会でなされるところとなつた。これはまた、その委員会構成の半数が当協会情報システム委員会委員であったので、換言すれば情報システム委員会活動がそこで行われたと解釈すべきであった。

更に事務局として、SKDBCの事務局でもある㈱社会調査研究所の支援を仰ぐ事を正式に決定し「報告書」のまとめをすることになった。

成果として3月中旬に漸くこれが完成し3月14日(水)には一部を納本することが出来た。当委員会としては、この受託報酬額相当額をSKDBCに対して「協力費」として支払った。

先進的地域食品流通活性化戦略モデル事業

平成 12 年度の農林水産省補助事業のうちから標記事業の該当事業として、定款変更等研究会(9月1日2日分)、拡大運営委員会(10月5日分)、運営委員会及び御団体連絡協議会(10月19日分)、理事会(11月7日分)、賛助会員世話人会(11月21日分)の総括費(会場費、会議費、資料費のみ)を申請した。結果、補助金として 400,000 円を受領した。

いずれも内容については上記各会議報告にて詳細報告済みのものである。

食品販売業ブロック組織企画検討推進事業(日食協経営実務研修会)

平成 12 年度 農林水産省補助事業のうちから、当協会が主催する各地の「日食協経営実務研修会」事業がこの標記事業に該当すると判断し、平成 12 年度 東北支部(10月17日開催)と近畿支部(平成 13 年 2 月 14 日開催)の 2 会場事業費(会場費及び講師謝金のみ)を申請した。結果、補助金として 396,000 円を受領した。

いずれも内容については後述する各支部報告にて詳細報告する。

食品販売業近代化事業に係る構造改善計画(I T 投資リース代助成)

農林水産省の平成 12 年度補正予算事業の一つに、会員の I T 投資のリース代に対する助成事業があり、当協会の共同計画の下に、各社においてそれぞれ I T 投資を行う方式で参加者を求めた。最終的に 22 社が応募し、理事会で承認した構造改善計画に基づいて実施する事とした。

計画については、2月2日付で、認定の通知が、谷津義男農林水産大臣よりあった。

続いて2月8日付で各社別の実施の決定通知が(財)食品流通構造改善促進機構会長 松本作衛氏よりあった。これに基づいて各社は3月末日迄に計画を実施し、その契約リース代の 1/4 の助成額、総額約 223 百万円の助成を各社が得る所となった。

結果として社会的な I T 投資に自ら参画しその助成を受け乍ら、業界の中小零細企業の合理化に多大の貢献をなすところとなった。

農林水産省指令 12 総合第 293 号

東京都中央区日本橋室町 2-5-11
江戸ビル 4 階

社団法人 日本加工食品卸協会
会長 國分 勘兵衛

平成 13 年 1 月 19 日付けで申請のあった食品販売業近代化事業に係る構造改善計画は、食品流通構造改善促進法(平成 3 年法律第 59 号)第 4 条第 7 項の規定に基づき、申請のとおり認定する。

平成 13 年 2 月 2 日

農林水産大臣 谷津 義男

13 食流機構第 40 号
平成 13 年 2 月 8 日

食品流通 I T 緊急対策事業実施決定通知書

社団法人 日本加工食品卸協会
会長 國分 勘兵衛 殿

財団法人 食品流通構造改善促進機構
会長 松本 作衛

平成 13 年 2 月 6 日付けで提出のありました食品流通 I T 緊急対策事業実施申請書について、所定の調査を行った結果、下記のとおり事業の実施を決定しましたので、「食品流通 I T 緊急対策事業の運用について」(平成 12 年 12 月 11 日付け 12 食流第 3600 号)第 3 の 1 の(7)の①のイ及び「食品流通 I T 緊急対策事業業務規程」(平成 13 年 1 月 5 日付け 12 食流機構第 512 号)第 7 の(3)に基づき、通知します。

支部活動

[北海道支部]

◇平成 12 年 6 月 27 日(火)13 時より、ホテルアーサー札幌にて総会を開催。これに先立ち 11 時 30 分より役員会と月例ワーキング・グループ会合が並行して開催された。

総会には会員 34 名中 32 名(委任状を含む)出席。和田靖裕氏(杉野雪印アクセス株)の司会。杉野恵二郎北海道支部長(杉野雪印アクセス株)が開会挨拶に続き議長席に就いて議事に入った。平成 11 年度の事業報告・収支報告・監査報告。平成 12 年度の事業計画・収支予算。委員の人事異動に伴う変更の紹介。各議案いずれも承認。総会終了。このあと、14 時より賛助会員連絡会。14 時 20 分より懇談会となった。

この中でワーキング・グループ代表 黒嶋信哉氏(北酒連株)より①センターフィ問題②ブロック活動の活性化 ③商慣行・取引条件問題対応 ④SKDBC の加入勧誘 ⑤賛助会員との情報交換 ⑥ITF コードソースマーキング徹底 の事業報告と平成 12 年度事業計画の発表があった。

このあと本部活動報告を食品流通委員会ワーキング・グループ座長 浅井久生氏(伊藤忠食品株)と井岸専務理事が行った。

当日はその後、懇親会が開催された。

◇平成 13 年 1 月 5 日(金)札幌市の京王プラザホテルにて 12 時より食品業界新年交礼会を主催した。

◇ワーキング・グループは月 1 回、センターフィ問題・協賛金・労務提供・返品問題・低価格対策等について討論。ITF コード・SKDBC の活用等について情報交換を行った。

◇平成 12 年 4 月 本部経由で農林水産省の依頼を受け、有珠山支援体制について確認を行った。

[東北支部]

◇6月2日(金)11時より仙台ホテルにて総会を開催。これに先立ち10時20分より幹事会を開催し、総会運営の打合わせと共に支部長交替に伴う職務の引継ぎがなされた。

総会は澤田宏東北支部長(㈱渡喜)の挨拶で開会。支部長改選を前提として司会を担当。会員26社中23社(委任状を含む)出席。議事録署名人として東北国分㈱殿と伊藤忠食品㈱殿を選任。平成11年度事業報告・収支報告・監査報告、本部における総会報告、平成12年度事業計画・収支予算の各議案が承認された。続いて役員改選となり、支部長 堀内琢夫氏(丸大堀内㈱)、副支部長兼会計幹事に小森田淳氏(東北国分㈱)、監事 富澤清氏(㈱明治屋)が選出された。

続く12時45分より賛助会員連絡会を開催し、本部事業活動を食品流通委員会ワーキング・グループ座長 浅井久生氏(伊藤忠食品㈱)と井岸専務理事が行った。

◇10月17日(火)東北支部主催の日食協経営実務研究会がKKRホテル仙台にて14時30分より開催された。

当日約80名がこれに参加。司会は小森田淳東北支部副支部長(東北国分㈱)。冒頭、堀内琢夫東北支部長(丸大堀内㈱)が挨拶。講演は「グローバルレベルの競争が始まっている」と題してメリルリンチ証券会社東京支店 鈴木孝之氏より、小売業の経営分析・ユニクロのシステム・グローバルなネット調達連合・各社の戦略について。本部事業報告は井岸専務理事が行った。これは「平成12年度食品販売業ブロック組織企画検討推進事業」である。その後で懇親の場を設け、賛助会員と共に交流を図った。

[関東支部]

◇6月13日(火)11時より幹事会を鉄道会館ルビーホールにて開催。幹事26名中26名出席(委任状含む)で支部長改選議題を含む総会の議案を承認した。

続いて13時30分より総会が開催された。磯野計一関東支部長(㈱明治屋)が開会挨拶。支部長改選を前提として議長に就任。会員69社中61社出席(委任状含む)、議事録署名人は、三友食品㈱殿と㈱菱食殿。

平成11年度事業報告・収支報告・監査報告、平成12年度事業計画・収支予算の各議案原案承認。続いて役員改選となり「全員原則として留任」が採択されたが支部長に湯浅慎一郎氏(㈱雪印アクセス)副支部長に桜井喜八郎氏(国分㈱)、濱口吉右衛門氏(㈱廣屋)、宇都木政司氏(三友食品㈱)、三枝皓祐氏(㈱サンヨー堂)、岸本均氏(㈱小網)、中島保氏(㈱菱食)、会計監事 長谷部博一氏((株明治屋)、幹事 篠田信義氏(日本酒類販売㈱)、兼崎勝行氏(西野商事㈱)、萩原弥重氏(㈱ヤグチ)、檀野淳男氏(伊藤忠食品㈱)、西浜元家氏(㈱梅澤)、小林勝男氏(コンタツ㈱)、磯田昭夫氏(㈱升喜)、高嶋文治氏(㈱新盛)、小池守氏(㈱丸水長野県水)、小谷好佐氏(水谷商事㈱)、箕輪勝朗氏(㈱みのわ)、山口茂氏(ヤマキ㈱)、上田弘氏(ユアサ・フナショク㈱)、大久保和政氏(吉見商事㈱)、武田與光氏(武田食品㈱)、大谷稔氏(常洋水産㈱)、田口勝彦氏(群馬県卸酒販㈱)、常任幹事 井岸松根(当協会専務理事)が選任された。

流通業務委員会

関東支部ワーキング・グループとして活動。会議は4月26日(水)、6月7日(水)、7月7日(金)、8月29日(火)、9月22日(金)、10月27日(金)、12月15日(木)、13年1月30日(火)、3月28日(水)に開催されている。加えて2月21日(水)は拡大会議として各県ブロックの代表を交えての合同会議を開催している。

この拡大会議では、前年11月の理事会で決議された「会員制度の改訂案」を始めとする当協会運営の諸ルールの設定等について、詳細説明がなされ質疑を交わし、情報交換を行った。

関東支部各県ブロック委員合同会議出席者名簿

氏名	会社	部署・役職
荒川 憲昭	常洋水産㈱	常務取締役
菅間 韶	吉見商事㈱	取締役第一支店支店長
長澤 章次	ヤマキ㈱	専務取締役
萩原 英康	㈱みのわ	商品部 部長
村田 昭彦	武田食品㈱	商事本部営業二部部長
金井 真吾	国分㈱	首都圏第一支社 業務部課長補佐
熊沢 吉夫	日本酒類販売㈱	営業本部流通企画部物流企画課 課長
田中 實	㈱三友小網	システム統括本部物流管理G担当部長
牧野 和義	㈱梅澤	関東支社営業課長
望月 克則	㈱雪印アクセス	営業企画部課長(代)

◇商品研修会

流通業務委員会が企画・運営・実施する研修会は春秋2回開催された。

春の研修会は、5月17日(水)に開催された。訪問研修先は午前中が㈱マンナンライフ殿 鶴田食品工業㈱のマンナンライフの生産工場と本社工場、午後はサンヨー食品㈱殿 本社工場であった。ともに工場を見学させて頂いた後、研修室にて講義を受け質疑をさせて頂き極めて有意義な一日を過ごすことが出来た。

秋の研修会は10月26日(木)、商業施設で話題の多い御殿場プレミアムアウトレットの見学と、日本通運㈱の東京中央ターミナルの見学を行った。従来と趣を変えた研修であったが、滅多に得られないウイークデーの見学という機会だったので、充実した内容の研修の場となつた。

◇平成12年度物流コスト実態調査のまとめ(調査対象年度平成11年度)

当番企業㈱菱食 惣野通幸氏が集計分析、次の如くまとめた。

1. 物流トータルコスト

平成11年度の一函当たりの物流トータルコストは、前年に比較して▲22円60銭の190円05銭(前年比増減▲10.63%)と、これ迄の調査に比較して大きく減少している。

この平成 11 年度の物流コスト調査で特筆出来る事は、対象 11 社全てが前年度より数値改善しており、各社、消費低迷による売上げの伸び悩みの中、物流経費の削減に傾注努力している事が覗える。

更に 4 項目の前年比較も、配送費▲8.49%、保管費▲17.00 %、荷役費▲8.44%、情報処理費▲19.12 %、合計▲10.63 %と全項目が減少となっているのも大きな特徴である。

一方、平均庫出し函売上げ単価は前年度と比較して▲0.45%の 3,793 円と、微減乍ら依然として下落傾向に歯止めが掛からず、3 年連続の函単価の下落となっている。

庫出函売上げ単価の下落要因として、発泡酒や水物あるいは、低価格ワンプライス商材等の売上増加も一因として上げられる。センターフィーの調査については、今年 2 年目という事もあり、来期以降のコメントをしたい。

2. 配送費

平成 11 年 1 函当たり配送費は 1 函当たり 88 円 30 銭と前年比▲8 円 19 銭減少(前年比▲8.49%)調査した 11 社中 8 社減少、2 社増加、1 社変わらずの状態。

削減の要因として、一括物流センター増加による店舗配送先集約等の効果、売上低迷による物流量微増等の中、各社改善努力。

3. 保管費

平成 11 年 1 函当たり保管費は 1 函当たり 35 円 59 銭と前年比▲5 円 32 銭減少(前年比▲17.00 %)調査した 11 社中 11 社の全社が減少。

削減の要因としては、在庫回転率向上、営業倉庫保管料低落下傾向の結果。

4. 荷役費

平成 11 年 1 函当たり荷役費は 1 函当たり 45 円 00 銭と前年比▲5 円 10 銭減少(前年比▲8.44%)調査した 11 社中 10 社減少、1 社のみ増加。

削減の要因として、庫内生産性向上の努力、物流人員のパート化、委託物流へのシフト変更に伴う経費項目の移行等が上げられる。

5. 情報処理費

平成 11 年 1 函当たり情報費は 1 函当たり 21 円 15 銭と前年比▲5 円減少(前年比▲19.12 %)調査した 11 社中 8 社減少、3 社増加。

削減の最大要因は 2000 年問題対応(Y 2 K)による、各社情報投資の抑制。

平成 12 年度物流コスト比較表及び年度別推移表

1 : 平成 11 年度 1 函当たりの物流コスト及び年度別推移

年度 項目	平成 11 年度			平成 10 年度			平成 9 年度			平均 値 対比		上・下限数値	
	金額 (円)	構成費 (%)	前年比 増減 (%)	金額 (円)	構成費 (%)	前年比 増減 (%)	金額 (円)	構成費 (%)	前年比 増減 (%)	下回 企業	上回 企業	上限値 (円)	下限値 (円)
配送費	88.30	46.29	▲8.49	96.49	45.38	▲6.75	103.48	46.87	0.95	5	6	110.38	61.66
保管費	35.59	18.63	▲17.00	40.91	18.62	▲8.21	44.57	19.73	0.07	8	3	108.46	12.25
荷役費	45.00	24.00	▲8.44	50.10	23.91	2.24	49.00	22.58	6.24	7	4	64.78	21.74
情報処理費	21.15	11.08	▲19.12	26.15	12.09	9.78	23.82	10.82	▲10.38	6	5	34.58	6.28
合計	190.05	100	▲10.63	212.65	100	▲3.72	220.87	100	0.51	26	18		

2：庫出し函売上単価推移表

年 度	平成 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
函 单 価	3,975	4,294	3,816	3,810	3,793
前年比増減	▲9.41	8.03	▲11.13	▲0.16	▲0.45

◇平成 12 年度返品実態調査

当番企業 三友小網㈱ 田中實氏より、次の如くまとめの報告があった。

平成 12 年度返品実態調査報告について

平成 12 年度の返品実態調査の結果は、業態別にかなりの差異が顕著になった。

業態として、スーパーを対象として見ると、ここ数年 0.5%台で推移していたこの 6 ~ 8 月 3 ヶ月の平均返品率が、本年度は表面的に 1.08% と増加し悪化してしまった。しかも 7 月度にそれも集中している。

しかし、この原因として

①調査協力企業の 1 社が、その取引先スーパーとの合意の上で、戦略的マーケティングの実施を行った結果の数値の影響。

②今夏発生した製品回収・返品の全般的影響がはっきりしており、敢えて言うなれば返品を受けざるを得ない特殊事情下にあった事は確かである。

加えて、消費低迷がこのような数値を造り上げたと理解する必要がある。

百貨店については、前々年比 1.93 ポイント、前年比 0.3 ポイントと、ここ数年改善傾向は著しく、生配販三層にとって好ましい状況にあるといえる。しかし、例年の如く 8 月に集中する傾向は変わらず、その是否を含めて今後の課題を残すところとなった。

以上

返品実態集計表(平成 12 年度)

1：スーパー 月別推移(単位千円)

	6	7	8	計	平 均	分類別 返品率(%)
プロパー商品返品	105,504	254,772	115,760	476,036	158,679	0.82
特売商品返品	10,744	12,494	17,040	40,278	13,426	0.07
P B 商品返品	5	23	288	316	105	0.00
ギフト商品返品	5,383	27,519	79,797	112,699	37,566	0.19
月間返品金額 計	121,636	294,808	212,885	629,329	209,776	1.08
月間出荷金額	18,929,649	20,885,083	18,411,268	58,226,000	19,408,667	
月間返品率(%)	0.64	1.14	1.16	1.08	1.08	
平成 11 年度	0.32	0.53	1.00	0.59	0.59	

2 : 百貨店 月別推移(単位千円)

	6	7	8	計	平均	分類別返品率(%)
プロパー商品返品	6,637	16,511	20,307	43,455	14,485	0.28
特売商品返品	723	667	710	2,100	700	0.01
P B商品返品	0	21	200	221	74	0.00
ギフト商品返品	7,835	130,932	150,554	289,321	96,440	1.83
月間返品金額 計	15,195	148,560	171,771	335,526	111,842	2.12
月間出荷金額	5,673,205	8,433,286	1,687,290	15,793,779	5,264,593	
月間返品率(%)	0.27	1.76	10.19	2.12	2.12	
平成 11 年度	0.34	2.42	0.92	2.44	2.44	

3 : チャネル別 年度比較(単位%)

	スーパー		百貨店	
	平成 11 年	平成 12 年	平成 11 年	平成 12 年
プロパー商品返品	0.17	0.82	0.09	0.28
特売商品返品	0.08	0.07	0.10	0.01
P B商品返品	0.00	0.00	0.01	0.00
ギフト商品返品	0.34	0.19	2.24	1.83
計	0.59	1.08	2.44	2.12

◇在庫回転日数調査 平成 12 年 1 月～12 月対象

平成 12 年度は 12 社が参加し、2 月に当番企業の国分㈱ 金井真吾氏がこれを集計し、委員会でこれを報告し、各社の共通した改善努力が確認された。金額面では低価格商品の在庫増と前年の 2000 年対応在庫との相対的減が顕著。

◇傭年運賃動向調査

7 月 7 日(金)の会議以来、内容再検討という提議が出され、1 月 30 日(火)の会議で再検討会議を 3 月 5 日(月)に一旦予定したが、当番企業委員と委員長が当日欠席した為流会となってしまった。

3 月 28 日(木)にこれが延期され、漸く調査項目が再確認され、目下調査中である。

百貨店共同配送委員会

毎回、㈱南王殿より前月の実績報告と百貨店のロジスティクス関連の情報トピックスの報告・解説を頂き情報交換している。

会議は 4 月 26 日(水)、6 月 22 日(木)、8 月 29 日(火)、10 月 20 日(金)、12 月 15 日(金)、2 月 22 日(木)と 2 ヶ月に 1 回定期的に開催した。

各県ブロック動向

◇静岡県食品卸同業会

5月8日(月)静岡グランドホテルにて、総会に続き研修会を開催。日食協事業活動について井岸専務理事が報告。

◇埼玉県食品卸業協会

7月10日(月)14時より大宮サンパレスにて総会・研修会を開催。研修会では日食協事業活動報告を井岸専務理事が行った。

13年1月22日(月)には同所で賀詞交歓会を開催した。

◇長野県食品問屋連盟

3月22日(木)14時より松本、ホテル地本屋にて総会を開催。片岡事務長が出席しご挨拶を申述べた。

[東海支部]

◇6月21日(水)名古屋観光ホテルにおいて「東海ブロック」から「東海支部」に名称変更した最初の総会が開催された。

13時、山田将聖氏(中部飲食料新聞社)の司会で開催。会員25社中25社出席(委任状含む)。幸村伸彦東海支部長(㈱梅澤)の挨拶。引続いて平成11年度事業報告・収支報告・監査報告、平成12年度事業計画・収支予算の説明報告と全員の全議案の承認がなされた。その後食品流通委員会ワーキンググループ座長 浅尾章二氏(国分㈱)と井岸専務理事による本部事業活動報告が行われた。

[北陸支部]

◇7月5日(水)11時よりホリディイン金沢にて役員会を開催。総会における運営次第と事業計画について審議を行った。12時より「北陸ブロック」より「北陸支部」となった第1回の総会が開催され、冒頭、角間俊夫北陸支部長(カナカン㈱)がその話を折込んでご挨拶。会員20社中19社出席(委任状含む)。平成11年度事業報告・収支報告・監査報告、平成12年度事業計画・収支予算と議題の報告説明があり、順次承認。役員は全員留任という事で次に如く決定。支部長角間俊夫氏(カナカン㈱)、副支部長 澤田悦守氏(北陸中央食品㈱)、会計幹事 丸岡信一氏(㈱マルシン)、監事 田中義一氏(㈱田中興商店)、岩瀧茂氏(㈱明治屋富山支店)、幹事カナカン㈱富山支店、富乾、北新商事㈱、㈱明治屋 金沢支店、㈱明治屋福井支店。

このあと本部事業活動報告を食品流通委員会ワーキング・グループ座長 大竹一太郎氏(㈱明治屋)と井岸専務理事が行った。

[近畿支部]

◇6月9日(金)13時よりホテルグランヴィア大阪にて総会を開催。小野雅彦氏(伊藤忠食品㈱)の司会、尾崎弘近畿支部長のご挨拶で開会。会員46名中40名出席(委任状含む)。平成11年度事業報告・収支報告・監査報告、平成12年度事業計画・収支予算の報告・説明がありいずれも承認された。支部ワーキング・グループの結成については、カネトミ商事㈱、㈱大トウ、五大物産㈱、㈱祭原、国分㈱近畿支社、伊藤忠食品㈱が委員企業として選出された。役員改選については全員留任を原則とする次の方々が選任された。支部長 尾崎弘氏(伊藤忠食品㈱)、副支部長 中井進氏(㈱祭原)、会計監事 乾敏展氏(カネトミ商事㈱)、幹事 斎藤全弘氏(加藤産業㈱)、吉田尚弘氏(㈱ヒメカン)。

このあと本部事業活動報告を食品流通委員会ワーキング・グループ座長 浅井久生氏(伊藤忠食品㈱)と井岸専務理事が行った。

◇1月5日(金)16時より太閤園にて近畿支部と大阪府食品卸同業会、大阪乾物卸商組合、食品新聞社共催による「第35回大阪府食品業界新春名刺交換会が開催され1,200人が出席した。

◇平成13年2月14日(水)近畿支部と大阪府食品卸同業会共催による日食協経営実務研修会が、13時よりホテルグランヴィア大阪にて開催された。約140名参加、講師は旭堂 小南陵氏、テーマは「戦国武将の生き方と成功の哲学に見る～名将の人の用い方、使い方」についてであった。1時間30分の講演のあと、日食協事業活動報告を井岸専務理事が行なった。これは「平成12年度食品販売ブロック組織企画検討推進事業」として行なったものである。

このあと懇親の場にて賛助会員ともども交流を深めたのであった。

[中国支部]

◇6月15日(木)12時よりホテルセンチュリー21広島にて総会が開催された。梶忠雄氏(中村角㈱)の司会。会員35名中21名出席(委任状含む)、中村成朗中国支部長(中村角㈱)のご挨拶のあと、平成11年度事業報告・収支報告・監査報告、平成12年度事業計画・収支予算について説明報告があり、特に支部活動のあり方についてはいろいろと意見も出て活動費の配布について次年度に再検討することとした。その他はいずれも原案が承認された。

終わって13時より賛助会員世話人会との合同研修会が開催され本部の事業活動報告を食品流通委員会ワーキング・グループ座長 大竹一太郎氏(㈱明治屋)と井岸専務理事が行った。

[四国支部]

◇6月19日(月)11時より香川厚生年金会館において四国支部幹事会が開催され、このあと総会の運営次第と役員改選についての打合わせを行った。

12時より総会は高見淳一氏(旭食品㈱)の司会で開会。竹内克之四国支部長(旭食品㈱)のご挨拶に続いて議事に入った。

まず役員改選について全員再任、支部長 竹内克之氏(旭食品㈱)、副支部長 町田貴氏(㈱四国リヨーショク)、会計監事 前川恭廣氏(㈱明治屋 高松支店)、の原案が承認された。

続いて平成 11 年度事業報告・収支報告・監査報告、平成 12 年度予算の原案説明・報告があり承認された。

そのあとで本部事業報告を食品流通委員会ワーキング・グループ座長 大竹一太郎氏(㈱明治屋)と井岸専務理事が行った。

総会後、講演会となり、講師 伊藤大挙氏が「情報化の動向とインターネットによるビジネス改革」と題する講演を行った。

[九州沖縄支部]

◇6月 14 日(水)博多全日空ホテルにて 11 時より幹事会を開催。このあとの総会の運営次第について打合わせを行った。

12 時より総会を開催。司会の山下恭輔氏(コゲツ産業㈱)より会員 57 社中 51 社出席(委任状含む)の報告あり、甲斐康士副支部長(ヤマエ久野㈱)の開会宣言について本村道生九州沖縄支部長(コゲツ産業㈱)の開会ご挨拶があった。議事録署名人に九州伊藤忠食品㈱殿と㈱明治屋福岡支店殿を指名し議事に入った。

平成 11 年度事業報告並びに収支報告、平成 12 年度事業計画並びに収支予算。報告・原案説明に対し承認。続く役員改選では支部長 本村道生氏(コゲツ産業㈱)、副支部長 濱本正人氏(ヤマエ久野㈱)、会計監事 木村茂氏(三友食品㈱九州支社)、幹事 亀井創太郎氏(亀井通産㈱)、下田弥吉氏(下田商事㈱)、松本義方氏(九州伊藤忠食品㈱)、荒木勲氏(南九州国分㈱)、徳谷誠典氏(伊藤忠食品㈱福岡支店)、林健二郎氏(㈱明治屋 福岡支店)、築城初實氏(国分㈱九州支社)、木元洋氏(加藤産業㈱福岡支店)、水島宏次氏(㈱雪印アクセス 九州支社)、中島隆夫氏(㈱菱食 福岡支社)、立石善平氏(㈱立石)、宮崎時安氏(佐賀食品㈱)、隅倉啓造氏(㈱隅倉)、田中實氏(㈱大阪屋)、佐藤恂氏(九州伊藤忠食品㈱長崎支店)、阪本恒徳氏(㈱三久食品)、儀間慶太氏(㈱ジーマ)が選出された。

各地域活動報告では福岡地区協議会 山内宏和氏(ヤマエ久野㈱)と親熊会 高濱勝彦氏(亀井通産㈱)がそれぞれ調査研究と実施活動について報告した。次に「商品展示特売会の本年度自粛の継続」も審議可決された。

総会のあと研修講演会を開催。講師 中野雅司氏より「米国卸売業の 21 世紀戦略」の講演を頂き、本部事業報告を井岸専務理事が行った。

事務局活動

[関連官公庁・関連団体]

農林水産省

- ・ 省庁再編に依り所管窓口が平成 13 年 1 月 6 日より食品流通局商業課から総合食料局流通課に変更された。平成 13 年 1 月 10 日には流通課 河田直美課長以下幹部の方がご挨拶のため事務所にご来臨下さった。
- ・ 6 月に定款変更申請書を提出。12 月に再提出の結果、12 月 28 日付で認可された。
- ・ 平成 13 年 1 月、食品販売業近代化事業に係る構造改善計画を提出。2 月 2 日付で認可された。

- ・ 農林水産省傘下の規格調査会、災害時食料供給に関する委員会等に出席。
- ・ 基本政策説明会、消費者契約法説明会、IT予算説明会等に出席。
- ・ JAS見直しに関し、ヒアリング・アンケートに対応、全面協力。

国税庁

- ・ SKDBC運営に関する打合会に磯野計一副会長(株)明治屋)他と共に出席。

中小企業庁

- ・ 中小卸売業関係団体懇談会に出席。
- ・ 当協会、食品流通委員会作成資料提出説明。
- ・ 中小卸売業の戦略的ビジョン策定の委員会に出席。

(財)食品流通構造改善促進機構

- ・ 農林水産省の平成12年度諸事業の中から、当機構を窓口として「平成12年度酒類・加工食品データベースセンターの商品画像情報標準化調査研究(生鮮食品等取引電子化基盤開発事業)」、「日食協経営実務研修会(先進的地域食品流通活性化戦略モデル事業)」、「諸会議(食品販売業ブロック組織企画検討推進事業)」を実施し、請負契約料や助成金を受領した。
- ・ IT投資に関する構造改善計画を農林水産省に提出、各企業の個別計画をこの機構に対して提出して認可を受けた。完成企業に対しリース代補助が行われた。
- ・ 主催する研修会、計3回出席。
- ・ 同機構の事業をチェックするための「食品流通活性化事業効果・分析事業総合検討委員会」に委員として出席。

(財)食品産業センター

- ・ 農林水産省の総合的連絡会議である「合同会議」に計5回出席。
- ・ 主催する「ケアマーク調査委員会」に委員として出席。

(財)流通システム開発センター

- ・ 経済産業省の総合的連絡会議も兼ねている「流通コードセンター総合委員会」に計2回出席。
- ・ 「MXL委員会(可変長のための新しい言語)」に委員として出席。
- ・ 「SKDBCとの連携委員会」にSKDBCシステム小委員と共に出席。
- ・ 年間を通じてSKDBCを中心に情報交換すると共に諸々のご支援を頂いた。
- ・ 「IF-DBのMTS委員会(同センターのデータベースの登録用ソフト)」に委員として出席。

(社)日本缶詰協会

- ・ 団体賛助会員として資料提供他ご支援を頂いた。
- ・ 缶詰業界の各団体連絡会議「専務会」に出席。HACCP・安全性・表示等が毎回のテーマ。
- ・ (社)日本缶詰協会を実質的事務局として、(社)日本加工食品卸協会以下缶詰業界団体共催の賀詞交換会を平成13年1月9日(火)東京のパレスホテルで開催した。参加約550名、谷津義男農林水産大臣出席。

- ・「缶詰消費拡大委員会」・「環境問題検討委員会」に委員として出席。
- ・「缶詰品評会」に会員有志と共に審査委員として出席。

日本農産缶詰工業組合

- ・定期的に資料提供をして頂いた。
- ・「果実缶詰等振興事業推進委員会」に委員として出席。

日本製缶協会

- ・団体賛助会員として資料提供他ご支援を頂いた。

(社)日本パインアップル缶詰協会

- ・団体賛助会員として資料提供他ご支援を頂いた。
- ・主催する品評会に会員有志と共に出席。

全国食品缶詰公正取引協議会

- ・常任理事として、常任理事会(5月11日(木))、総会(5月22日(月))に出席。
- ・平成13年2月2日(金)「ほたて貝等の表示」についての研修会・会員有志と共に出席。
- ・平成13年3月19日(月)公正取引委員会 事務総局取引部消費者取引課を他の常任理事と共に訪問。今後の同協議会の機能強化について話合う。

(財)食品環境検査協会

- ・(社)日本加工食品卸協会はこの協会の評議員でもあるので定例評議員会に出席。
- ・食品の安全性・表示に関する事項について情報を頂いている。

食を考える国民会議

- ・平成13年1月25日(木)開催の総会に出席。
- ・定期的に資料の送付を受けている。

[庶務事項]

・事務局人事

異動なし。(事務長 片岡次之(嘱託)、事務員 角田牧夫(嘱託)、金田貴良江)

・システム環境

変動なし。

・会報発行

Vol. 114	2000年 5月 26日	Vol. 117	2001年 1月 1日
Vol. 115	2000年 7月 26日	Vol. 118	2001年 3月 2日
Vol. 116	2000年 10月 27日		

平成12年度 活動状況

月	日	本 部	支部・D B C	事務局 関連行事等
4	1	新年度業務開始		決算諸表 予算原案策定
	2			事業報告書校正作業
	3			国税庁 D B C 打合 決算伝票入力
	4			有珠山支援体制手配
	5		D B C 運営委員会、監査	P C 帳票プリント 理事会準備
	6	食品流通委員会		C B O 幹事打合、D B C 総会準備
	7			会長業務打合 事業報告書修正・二校
	8			事業報告書 二校
	9			事業報告書 二校
	10			C B O 幹事会資料作成 マスコミ対応 2 社
	11			事業報告書三校 関東支部決算業務
	12		D B C 定時総会	理事会準備
	13	旧C B O 幹事会		専務会出席 農水省定款変更連絡
	14	本部監査		D B C 議事録チェック
	17			会長業務打合 事業報告書納本
	18	物流委員会 (WG 合同)		P C 12年度予算入力 理事会資料セット
	19	運営委員会		理事会準備
	20	正副会長会議、理事会		総会案内準備
	21		D B C システム小委員会	D B C 共同利用者対応
	24	共同物流研究WG		パイン協会訪問 商品開発研究会打合
	25	賛助会員世話人会		理事会議事録作成
	26		流通業務委、共同配送委	会報原稿作成
	27	ネットワーク検討会		J A S品質表示基準検討
	28			慣用語解釈整理 支払関係業務
5	1			支部総会準備 D B C 4月計表作成
	2			会報原稿 関東支部幹事会準備
	4			会報原稿執筆
	8		静岡県食品卸同業会総会	会報編集原稿渡し 関東支部予算原案
	9		関東支部会計監査	国税庁 D B C 支援検討
	10			農水 J A S 見直しヒアリング 会長業務打合
	11			専務会出席 缶詰公取協打合 会報校正
	12		D B C システム小委員会	C B O 会打合 画像情報打合
	15	共同物流研究WG		会報初校渡し D B C 会費改訂原案
	16			食流機構画像情報打合 会報二校
	17		関東支部商品研修会	定時総会準備
	18			労働保険提出書類作成 研修会整理
	19		D B C システム小委員会	協会案内原稿作成
	22			日缶協・全国缶詰公取協総会出席
	23	法務研究会、商品開発研究会幹事店会		会計帳票整理
	24			会長業務打合 総会準備
	25			食流機構打合
	26	運営委員会、理事会、総会		会議準備 後片付け
	29	共同物流研究WG		議事録作成
	30			議事録作成 農水省打合
	31			会費請求書作成 会報送付

6	1		農水省打合 定款変更申請書作成
	2	東北支部幹事会、総会	会費請求書発送
	5	共同物流研究WG	関東支部総会準備
	6	物流委員会（WG合同）	登記申請打合 準備
	7	関東支部流通業務委員会	各支部総会資料手配準備
	8		会長業務打合 DBC運営委員会準備
	9	近畿支部総会	会報原稿作成
	12		国税庁DBC打合 支部総会準備
	13	関東支部幹事会、総会	会員名簿修正
	14	九州沖縄支部幹事会、総会	関東支部総会後片付け
	15	ネットワーク検討会WG	支部総会準備
	16	商品開発研究会幹事店会	食品環境検査協会評議員会 各委員会準備
	19		農水省基本政策説明会出席
	20	DBCシステム小委員会	専務会出席 会報原稿
	21	ネットワーク検討会、法務研究会	食流機構理事会出席
	22	共同物流研究WG	農水省事業報告書他提出
	23	DBC運営委員会	会報原稿 法務研究会打合
	26		ネットワーク検討会打合
	27	北海道支部幹事会、総会他	東京ルートⅢ会議出席 農林規格調査会出席
	28	運営委員会	会報原稿作成
	29		農水省打合 会報原稿
	30		農水省書類提出 会費明細作成
7	3		会員会費分布表作成 会報編集
	4		運営委員会資料作成 DBC 6月計表作成
	5	北陸支部役員会、総会	社会保険説明会出席 物流コスト調査準備
	6		会長業務打合 会報原稿渡し
	7	関東支部流通業務委員会	委員会委員名簿整理
	10	埼玉県食品卸業協会総会	流通業務委員会フォロー
	11	共同物流研究WG、食品流通委員会	会費制度改訂試算
	12	法務研究会	農水省打合 会報校正 健康保険説明会出席
	13	CBO会	食流機構打合 農水省報告
	14		専務会、環境問題検討委員会出席
	17		支部活動費支払明細作成 委員委嘱状発送
	18	物流委員会（WG合同）	司法書士登記依頼 会報二校
	19	運営委員会	DBC異業種勧誘
	21		食流機構提出書類作成
8	24		会長業務打合 関東支部長業務打合
	25		副会長業務報告 食品産業センター合同会議出席
	26		日缶協消費拡大委員会出席 画像情報打合
	27		消費者契約法説明会出席 画像情報レポート作成
	28		会報発送 DBC登録促進依頼
	31		定款変更等研究会準備 物流コスト集計
	1		画像情報レポート DBC 7月計表作成
3	2		各委員会案内作成発送
	3		同業会、DBC打合 副会長業務報告
	4		健保算定期作成提出 画像情報レポート作成

	7		ビジョンレポート 会費入金チェック
	8	D B C システム小委員会	画像情報レポート打合 会費改訂案
	9	近畿支部WG	定款変更等研究会資料作成
	10		副会長業務報告 会員台帳整備
	11		中小企業庁レポート提出 災害時体制集計
	14		定款変更原案ビジョンレポート作成
	15		中小企業庁D B C 現状報告 ビジョンレポート作成
	16		会計伝票起票 諸内規原案作成
	17		物流コスト調査打合 資料準備
	18		合宿討議資料作成
	21	食品流通委員会副委員会	ホームページ検討 各委員会案内
	22	商品コード等研究会	農水省、定款変更予定提出
	23		食品流通委員会アンケート打合 会計伝票起票
	24	食品流通委員会	月末会計処理 業務監査案内
	25		アンケート挨拶文等作成 合宿資料作成
	28		会計帳票チェック 物流コスト再集計
	29	流通業務委・共同配送委	会費制度見直し第二案作成
	30		農水省概算要求打合 各委員会出席連絡促進
	31		画像情報WG打合
9	1	定款変更等研究会	資料作成 合宿討議
	2	定款変更等研究会	合宿討議
	4		農水省提案提出 酒中央会依頼文作成
	5		酒中央会依頼提出 D B C 励誘
	6	D B C システム小委員会	会長業務報告 8月分会計処理
	7		アンケート骨子打合 会計帳票チェック
	8	物流委員会	会費改訂シミュレーション D B C 打合
	11		会費改訂修正案策定
	12		会費改訂シミュレーション 会員名簿修正
	13	ネットワーク検討会	東京都食品卸同業会定例会出席 専務会出席
	14		三嶋家弔問 定款変更等研究会報告原案作成
	18		食品産業センター合同会議 各委員会・理事会準備
	19	情報システム委員会	拡大運営委員会準備 専務会資料作成
	20	法務研究会	農水省概況調査表記入 商品研修会企画
	21		給与計算 需給センター委員会出席
	22	関東支部流通業務委員会	会計伝票起票 D B C 励誘
	25		アンケート案・画像報告書原案打合
	26		農水省概況調査表提出 プリンター保守契約
	27	定款変更等研究会	理事会案内作成 アンケート案修正
	28	食品流通委員会副委員会	専務会出席 拡大運営委員会資料作成
	29		正副会長会議 理事会案内発送
	30		会報原稿執筆
10	1		上半期決算業務
	2		会計帳票プリント D B C 9月決算処理
	3		情報システム研修会企画 会報原稿渡し
	4	商品開発研究会C B O会	福島事務所依頼 拡大運営委員会資料チェック
	5	拡大運営委員会	運営委員会議題打合 研修会準備

	6	DBCシステム小委員会	会長業務報告 会報初校受取
	7		会報校正作業
	9		アンケート案チェック訂正作業
	10		会報・アンケート訂正打合 追加原稿
	11		専務会出席 同業会打合 代行登録案作成
	12	上半期業務監査	契約書チェック
	13		仙台研修会チック 自民党に対する説明会 災害対策提言
	16		会費未納チェック再請求 仙台研修会準備
	17	東北支部経営実務研修会	正副会長会議 理事会 運営次第作成
	18	DBC常任運営委員会	会報校正 商品研修会名簿作成
	19	運営委員会・食品卸団体連絡協議会	理事会準備
	20	食品流通委員会WG	会報校正 アンケート案チェック 会報校了
	23		農水省担当異動挨拶 理事会準備
	24		農水省IT予算説明会出席 DBCアンケート作成
	25	法務研究会	会報納本 関東支部研修会準備
	26	関東支部商品研修会	会報発送
	27	関東支部流通業務委員会	返品実態調査チェック
	30		理事会資料作成 登録促進電話
	31	物流委員会	返品実態調査報告作成
11	1		会長業務報告 農水省13年予算説明
	2		会報印刷ミス対応 理事会準備
	6		中小企業庁中小卸ビジョン委出席 理事会準備
	7	正副会長会議、理事会	損益・会員動向チェック
	8		専務会資料・議事録作成 新年会案内
	9		プラネット画像情報ヒアリング 美行企画打合
	10		10月帳票作成 会報原稿
	13		IT投資調査開始 世話人会準備
	14	DBCシステム小委員会	情報システム研修会準備
	15	法務研究会	年末調整説明会 DBC登録促進アンケート分析
	16		IT投資本格的調査開始
	17		定款変更打合 システム研修会準備
	20		異業種交流委員会 農産缶詰需要動向交換会出席
	21	運営委員会、賛助会員世話人会	情報システム研修会準備
	22	情報システム研修会	IT投資調査報告まとめ
	24	商品コード等研究会	代行登録制案作成 情報システム研修会出席
	27		全国卸酒販組合中央会 会報原稿
	28		定款変更再申請提出 食流機構セミナー出席
	29		法定調書準備 研修会入金チェック
	30		登録促進作業割当 IT投資調査作業
12	1	食品流通委員会WG	中小企業庁懇談会出席、美行企画打合
	2		会報原稿作成
	3		会報原稿作成
	4		DBC11月会計帳票 DBC運営委員会準備
	5	DBCシステム小委員会	会報用写真整理 年賀状書き
	6	DBC運営委員会	画像情報ヒアリング 食品産業センター合同会議
	7		富士通FIPヒアリング 日本農産缶詰工組会議

	8		会長業務報告 I T投資助成説明会出席
	11		会報校正 I T投資助成連絡
	12		構造改善計画申請書作成 食品流通委員会準備
	13	ネットワーク検討会	専務会出席 C B O開催連絡
	14		暫定予算原案策定 流開センターXML委員会
	15	共同配送委、流通業務委員会	I T関係計画書修正 食流機構総合検討委員会出席
	16		会報校正
	18	商品開発研究会、商品コード等研究会	I T関係計画再提出 提言案チェック
	19	物流委員会	I T投資企業別整理 登録促進割当決定
	20	法務研究会	年末調整集計 食流機構 I T投資計画提出
	21	運営委員会	J A S規格見直し調査対応 業界システムセクター打合
	22	食品流通委員会WG	近畿研修会準備 画像情報報告書原案打合
	25		年賀状作成、登録促進アンケート整理
	26		I T投資助成額連絡 会計処理
	27		ケアマーク委員会出席 会報発送 年末挨拶
	28		定款変更認可連絡 社内清掃
	29		正副会長年末挨拶 画像情報報告書原稿作成
	30		副会長年末挨拶 I T助成間合対応 年賀状整理
1	4		農水省・国税庁・中小企業庁・食流機構・日缶協年賀
	5		業界懇話会出席 各委員会案内発送
	6		東京都食品卸同業会総会・新年会出席
	9	缶詰業界賀詞交換会	クレーム実態調査依頼 定款変更処理
	10		外食品卸協会新年会出席 12月会計帳票処理
	11		食流委WGアンケートまとめ作成 画像報告書チェック
	12		会長業務打合 I T投資追加記入要請
	15		D B C会費未収チェック 食流機構打合
	16	D B Cシステム小委員会	社会保険事務所説明会 理事会準備
	17	法務研究会	専務会出席 農水省構造改善計画書提出
	18	D B C常任運営委員会	I T投資企業別整理
	19		農水省計画書修正提出 日本チェーンストア協新年会
	22	駐県食品卸業協会賀詞交歓会	車両保有台数調査 D B C議事録作成
	23		13年度助成申請準備 1月会計伝票起票
	24		源泉徴収票作成 画像情報報告書チェック
	25	食品流通委員会WG	理事会準備 「食を考える国民会議」出席
	26		食流機構企業別申請提出 画像情報報告書チェック
	29		理事会準備 日食協提言まとめ
	30	理事会・運営委員会	税務署支払調書合計表提出
	31		在庫回転・備車動向調査依頼
2	1	D B Cシステム小委員会	D B C 1月会計処理 食品産業セクター合同会議出席
	2		食品缶詰公取協研修会出席 名簿整理
	3		外食協野口氏通夜参列
	5		近畿研修会準備 会報編集
	6		会報原稿 会費未納再請求作業
	7		会報原稿 物流E D I標準打合
	8	食品流通委員会	会報原稿 D B C委員会資料作成
	9	D B C運営委員会	農水省定款変更打合 食流機構13年度計画提出

10			会報原稿
13			中企庁・JILS物流EDI打合 定款変更個所確認
14		近畿支部経営実務研修会	CBOクレーム集計作業
15			専務会出席 農水省調査FAX回答
16			日缶協品評会審査 CBOクレーム集計
17			会報・定款校正
19			会長業務報告 合同会議準備
20	法務研究会		味の素監事業務打合 食産センターケアマーク打合
21		関東支部各県カク合同会議	会報二枚 諸事業計画準備
22		関東支部共同配送委員会	中企庁業界説明 会計処理
23		DBCシステム小委員会	I F D B委員会 食産センター返品問題打合
26			事業所登録依頼準備 支部活動費調査
27			DBC活用促進アンケート策定 事業報告書作成開始
28	運営委員会、物流委員会		商品開発研究会幹事店会案内 DBC2月会計処理
3	1		J I L S一貫パレチゼーション委員会出席
	2	食品流通委員会	会報発送 DBC活用促進アンケート送付
	5		決算処理事項指示 会計処理起票
	6		ケアマーク委員会出席 理事会・委員会案内送付
	7	ネットワーク検討会	健保組合講座出席 雇用保険法改正説明会出席
	8		補助金請求書作成 事業報告書原稿作成
	9		事業報告書原稿作成 食品需給センター委出席
	10		事業報告書原稿作成
	11		事業報告書原稿作成
	12	商品開発研究会幹事店会	商品開発研究会事業計画案策定 会費予算準備
	13	DBCシステム小委員会	I F D B委員会 DBC仮払金精算
	14	情報システム委員会	専務会 食流機構請求書提出
	15	法務研究会	F O O D E X食品オーディション出演 流開センター総合会議
	16		環境検査協会評議員会 食流機構総合検討委出席
	17		事業報告書原稿作成
	18		事業報告書原稿作成
	19	食品流通委員会WG	公正取引委員会・缶詰公取協議会として訪問
	20		DBC事業報告書作成
	21	商品コード等研究会	決算処理準備 予算策定準備
	22	長野県食品問屋連盟総会	日缶協臨時総会出席 缶詰公取協打合
	23		会長業務打合 異業種交流会出席 予算策定
	24		予算策定作業
	25		予算策定作業
	26		中小卸ビジョン委員会出席 予算策定作業
	27	運営委員会 物流委員会	予算策定作業
	28	関東支部流通業務委員会	関東支部事業計画策定 DBC代行登録用紙作成
	29		食品流通委員会提言訂正作業 支部活動費予算
	30		決算処理確認 売上高・事業所会員確認
	31		事業報告書校正作業

会員・事業所会員・賛助会員動向表

		会 員	事業所会員	賛助会員	団体賛助会員
平成12年3月31日		226	146	106	3
新規加入		4	3	0	0
退会		22	2	1	0
平成13年3月31日		208	147	105	3

支部県別会員及び事業所会員内訳

平成13年3月31日現在

支 部	県 別	会員数	事業所 会員数	支 部	県 別	会員数	事業所 会員数	支 部	県 別	会員数	事業所 会員数
北海道	北海道	24	16	東 海	愛知	10	9	四 国	香川	2	7
	計	24	16		三重	1	1		徳島	1	1
東 北	青森	2	-		岐阜	2	-		愛媛	1	1
	秋田	2	-		計	13	10		高知	1	1
	岩手	2	1		石川	7	6		計	5	10
	山形	1	-		富山	1	2	九 州	福岡	7	14
	宮城	4	8		福井	1	2		佐賀	3	-
	福島	5	1		計	9	20		大分	3	1
	計	16	10		京都	4	3		長崎	5	2
	東京	38	7		大阪	16	10		熊本	2	2
	神奈川	2	7		奈良	2	-		宮崎	4	1
	千葉	2	1		和歌山	-	-		鹿児島	5	1
東 京	埼玉	4	2		滋賀	-	-		沖繩	5	1
	栃木	3	2		兵庫	5	3		計	34	22
	群馬	2	2		計	27	16	会員 208社 事業所 147社 賛助会員 105社 団体賛助会員 3社 計 463社			
	茨城	4	2	中 國	鳥取	-	-				
	長野	4	2		島根	1	1				
	山梨	3	1		岡山	4	7				
	静岡	4	4		広島	3	11				
	新潟	2	3		山口	4	1				
	計	68	33		計	12	20				

平成12年度 収支決算
(自平成12年4月1日~至平成13年3月31日)

1. 収入の部

(単位:円)

大科目	中科目	小科目	平成12年度 予算額	平成12年度 決算	平成12年度 予算比較増減	備考
会費収入			42,957,500	41,968,390	▲ 989,110	
	会員会費収入		42,957,500	41,968,390	▲ 989,110	
		正会員会費収入	17,660,000	17,056,840	▲ 603,160	
		事業所会費収入	1,460,000	1,440,000	▲ 20,000	
		賛助会費収入	18,287,500	18,021,550	▲ 265,950	
		団体賛助会費収入	5,450,000	5,450,000	0	
		加入金収入	100,000	0	▲ 100,000	
補助金等収入			3,900,000	3,799,000	▲ 149,000	
	受託事業等収入		3,900,000	3,799,000	▲ 101,000	
		商品データベース 関連受託事業収入	3,000,000	3,003,000	3,000	
		教育研修事業費	500,000	396,000	▲ 104,000	
		その他の	400,000	400,000	0	
事業収入			700,000	630,000	▲ 70,000	
	事業収入		700,000	630,000	▲ 70,000	
		情報システム研修会	700,000	630,000	▲ 70,000	
雑収入			5,325,000	5,483,885	158,885	
	雑収入		5,325,000	5,483,885	158,885	
		受取利息	15,000	32,845	17,845	
		業務受託料	4,880,000	4,880,000	0	
		雑収入	430,000	571,040	141,040	
当期収入合計			(A)	52,882,500	51,881,275	▲ 1,001,225
前期繰越収支差額				33,582,571	33,582,571	0
収入合計			(B)	86,465,071	85,463,846	▲ 1,001,225

2. 支出の部

(単位:円)

大科目	中科目	小科目	平成12年度 予算額	平成12年度 決算	平成12年度 予算比較増減	備考
事業費			24,010,000	23,034,040	▲ 975,960	
	調査研究事業及び 啓発普及事業費		18,000,000	17,487,447	▲ 512,553	
		調査研究費	15,000,000	14,459,951	▲ 540,049	
		受託事業費	3,000,000	3,027,496	27,496	
	教育研修事業費		1,810,000	1,430,039	▲ 379,961	
		教育研修事業費	1,110,000	841,635	▲ 268,365	
		情報システム研修会	700,000	588,404	▲ 111,596	
	知識啓発事業費		4,200,000	4,116,554	▲ 83,446	
		啓発事業費	3,000,000	2,983,954	▲ 16,046	
		宣伝事業費	1,200,000	1,132,600	▲ 67,400	
管理費			34,159,000	33,648,218	▲ 510,782	
	人件費		24,018,000	23,834,643	▲ 183,357	
		役員報酬	9,510,000	9,510,000	0	
		職員給料手当	12,900,000	12,717,500	▲ 182,500	
		福利厚生費	1,608,000	1,607,143	▲ 857	
	会議費		1,650,000	1,621,616	▲ 28,384	
		会議費	1,650,000	1,621,616	▲ 28,384	
	事務諸費		8,491,000	8,191,959	▲ 299,041	
		旅費交通費	1,200,000	1,128,320	▲ 71,680	
		通信運搬費	400,000	332,663	▲ 67,337	
		消耗品費	1,500,000	1,534,908	34,908	
		光熱水料費	200,000	170,471	▲ 29,529	
		賃借料	4,681,000	4,680,144	▲ 856	
		備品費	150,000	0	▲ 150,000	
		雜費	150,000	163,503	13,503	
		交際費	200,000	177,150	▲ 22,850	
		租税公課	10,000	4,800	▲ 5,200	
積立金	積立金	退職金引当積立金	1,300,000	1,300,000	0	
予備費	予備費	予備費	2,500,000	0	▲ 2,500,000	
当期支出合計		(C)	61,969,000	57,982,258	▲ 3,986,742	
当期收支差額		(A) - (C)	▲ 9,086,500	▲ 6,100,983	▲ 2,985,517	
次期繰越収支差額		(B) - (C)	24,496,071	27,481,588	2,985,517	

平成13年4月13日監査			
監査印			

専務理事	係

貸 借 対 照 表

(平成13年3月31日現在)

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
1. 流動資産	27,773,330	1. 流動負債	291,742
現 金		仮 受 金	291,742
預 金		2. 固定負債	6,159,824
仮 払 金	390,012	退職給与引当金	6,159,824
2. 固定資産	6,159,824	3. 正味財産	27,481,588
退職給与引当預金		正味財産 (△当期正味財産減少額)	27,481,588 (6,100,983)
資 产 合 计	33,933,154	負債及び正味財産合計	33,933,154

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準について

退職給与引当金は、要支給額を基準とする計上方式を採用している。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲は現金預金及び仮払金から仮受金を差引いたものとする。

前期末及び当期末残高は2の通りである。

(3) 消費税の会計処理について

消費税の会計処理は、税込方式による。

(4) 電話加入権について

評価額0として固定資産より抹消済。

2. 次期繰越収支差額の内容は次の通りである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	26,890	285,905
預 金	32,355,881	27,097,413
未 収 金	1,000,000	0
仮 払 金	390,012	390,012
未 払 金	▲ 32,865	0
仮 受 金	157,347	291,742
次期繰越収支差額	33,582,571	27,481,588

平成13年4月13日監査			
監査印			専務理事 係

正味財産増減計算書

(自平成12年4月1日～平成13年3月31日)

(単位：円)

科 目	金額		
I. 増加の部			
資産増加額	1,559,015		
現 金		259,015	
退職給与引当預金		1,300,000	
負債減少額	32,865		
未 払 金		32,865	1,591,880
II. 減少の部			
資産減少額	6,258,468		
預 金		5,258,468	
未収入金		1,000,000	
負債増加額	1,434,393		
仮 受 金		134,393	
退職給与引当金		1,300,000	7,692,863
当期正味財産減少額			6,100,983
前期繰越正味財産額			33,582,571
期末正味財産合計額			27,481,588

財 産 目 錄

(平成13年3月31日現在)

(単位：円)

目 錄	金額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			33,933,154
(1) 現 金 小口現金残高	27,773,330	285,905	
(2) 普通預金 第一勧業銀行ほか5行		16,097,413	
(3) 定期預金 さくら銀行ほか1行		11,000,000	
(4) 仮 払 金 前払4月家賃		390,012	
2. 固定資産	6,159,824		
(1) 退職給与引当預金 第一勧業銀行		6,159,824	
資産合計 (A)			33,933,154
II. 負債の部			6,451,566
1. 流動負債			
(1) 仮受金 預り社会保険料ほか	291,742	291,742	
2. 固定負債			
(1) 退職給与引当金		6,159,824	6,159,824
負債合計 (B)			6,451,566
差引財産 (C) = (A) - (B)			27,481,588

平成 13 年度事業計画(案)

(自平成 13 年 4 月 1 日～至平成 14 年 3 月 31 日)

21 世紀を迎えて流通環境は愈々その変革の度を増している。

背景に経済低迷、消費不振があり、加えてグローバル化、IT 革命、規制緩和等が業界を内外より振り動かしている。

その中で、国民生活にとって大事な日常消費財を取扱う中間流通業は、その機能の大小に依り、存在の可否を決定されようとしている。

従来より明言して来た、社会に貢献する機能の保有者が、ローコストでその業務を担う時に存在が認められる時が来たのである。

加工食品卸売業者の全国団体として、斯かる時に為すべき事業を次の如く計画した。

1. 調査研究事業

- (1) 業界動向の予見に関する調査研究。
- (2) 業界に於ける公正取引・公正競争の研究。
- (3) 取扱商品のマーチャンダイジングに関する研究。
- (4) IT 対応のロジスティクスに関する研究。
- (5) 企業マネジメントに関する研究。
- (6) その他食品流通構造改善促進に関する調査研究。

2. 普及啓発・実践事業

- (1) 公正取引・公正競争のあり方の普及。
- (2) IT 革新対応に関する啓発。
- (3) データベースセンターを中心とするインフラ活用の普及。
- (4) ローコストオペレーション技術に関する啓発。
- (5) 環境問題対応に関する実践。
- (6) 取扱商品の安全性に関する啓発と表示等の実践。
- (7) ロジスティクスの共同化についての実践。
- (8) マネジメントレベルアップに関する啓発。
- (9) 各種標準化・基準の啓発普及。
- (10) その他食品流通構造改善促進に関する実践。

3. 本部活動

- (1) 日食協存在意義の再確認。
- (2) 効率経営のための再確認。
- (3) 事務局活動のコストパフォーマンスのレベルアップ。

以上

平成13年度 収支予算(案)
(自平成13年4月1日～至平成14年3月31日)

1. 収入の部

(単位:円)

科 目			平成13年度 予算額	平成12年度 予算額	平成12年度 予算比較増減	備 考
大科目	中科目	小科目				
会費収入			42,623,000	42,957,500	▲ 334,500	
	会員会費収入		42,623,000	42,957,500	▲ 334,500	
		正会員会費収入	16,835,000	17,660,000	▲ 825,000	
		事業所会費収入	1,760,000	1,460,000	300,000	
		賛助会費収入	18,578,000	18,287,500	290,500	
		団体賛助会費収入	5,450,000	5,450,000	0	
		加入金収入	0	100,000	▲ 100,000	
補助金等収入			800,000	3,900,000	▲ 3,100,000	
	受託事業等収入		800,000	3,900,000	▲ 3,100,000	
		商品データベース 関連受託事業収入	0	3,000,000	▲ 3,000,000	
		教育研修事業費	400,000	500,000	▲ 100,000	
		その他の	400,000	400,000	0	
事業収入			700,000	700,000	0	
	事業収入		700,000	700,000	0	
		情報システム研修会	700,000	700,000	0	
雑収入			4,530,000	5,325,000	▲ 795,000	
	雑収入		4,530,000	5,325,000	▲ 795,000	
		受取利息	30,000	15,000	15,000	
		業務受託料	4,000,000	4,880,000	▲ 880,000	
		雑収入	500,000	430,000	70,000	
当期収入合計 (A)			48,653,000	52,882,500	▲ 4,229,500	
前期繰越収支差額			27,481,588	33,582,571	▲ 6,100,983	
収入合計 (B)			76,134,588	86,465,071	▲ 10,330,483	

2. 支出の部

(単位:円)

科 目			平成13年度 予算額	平成12年度 予算額	平成12年度 予算比較増減	備 考
大科目	中科目	小科目				
事業費			23,326,000	24,010,000	▲ 684,000	
	調査研究及び 啓発普及事業費		15,776,000	18,000,000	▲ 2,224,000	
		調査研究費	12,026,000	15,000,000	▲ 2,974,000	
		受託事業費	3,750,000	3,000,000	750,000	
	教育研修事業費		3,400,000	1,810,000	1,590,000	
		人材育成事業費	2,700,000	1,110,000	1,590,000	
		情報システム研修会	700,000	700,000	0	
	知識啓発事業費		4,150,000	4,200,000	▲ 50,000	
		啓発事業費	3,000,000	3,000,000	0	
		宣伝事業費	1,150,000	1,200,000	▲ 50,000	
管理費			30,325,000	34,159,000	▲ 3,834,000	
	人件費		20,264,000	24,018,000	▲ 3,754,000	
		役員報酬	9,510,000	9,510,000	0	
		職員給料手当	9,045,000	12,900,000	▲ 3,855,000	
		福利厚生費	1,709,000	1,608,000	101,000	
	会議費		1,640,000	1,650,000	▲ 10,000	
		会議費	1,640,000	1,650,000	▲ 10,000	
	事務諸費		8,421,000	8,491,000	▲ 70,000	
		旅費交通費	1,100,000	1,200,000	▲ 100,000	
		通信運搬費	500,000	400,000	100,000	
		消耗品費	1,500,000	1,500,000	0	
		光熱水料費	180,000	200,000	▲ 20,000	
		賃借料	4,681,000	4,681,000	0	
		備品費	100,000	150,000	▲ 50,000	
		雜費	150,000	150,000	0	
		交際費	200,000	200,000	0	
		租税公課	10,000	10,000	0	
積立金	積立金	退職金引当積立金	1,300,000	1,300,000	0	
予備費	予備費	予備費	2,500,000	2,500,000	0	
当期支出合計		(C)	57,451,000	61,969,000	▲ 4,518,000	
当期収支差額		(A) - (C)	▲ 8,798,000	▲ 9,086,500	▲ 288,500	
次期繰越収支差額		(B) - (C)	18,683,588	24,496,071	▲ 5,812,483	

新年度事業活動

- ◇ 今、業界でなさねばならぬ事は 正副会長会議 71
- ◇ 定例理事会開催 4月 20 日 72
- ◇ 改めて業界として協調せねばならないもの 賛助会員世話人会 78

業務日誌より

- 3年目に入ったSKDBC 5月 10 日 81
- ・有機農産物の表示について 行政連絡 82
- ・都のマークを別途制定 東京都生活文化局消費生活部指導課 83
- ・「JAS規格改正について」申入れ (社)日本缶詰協会 86
- ・「原料原産国表示」決定の一コマ (社)日本缶詰協会 87

▶ 今、業界でなさねばならない事は ◀

—正副会長会議—

4月 20 日(金)9時 50 分より鉄道会館ルビーホールにて、本年度第一回の正副会長会議が開催された。当日直後の理事会、5月 25 日の総会を控えての会合であったので、当然の事であったが両会議の議題と内容の最終的な確認がなされた。

まず、理事会運営については、出欠状況の確認、議案の中から特に総会に付議する事項として、会費制度の変更及び会員会費額の変更に関する諸々の内容の確認、定款変更、規定制定、役員改選についての確認がなされた。

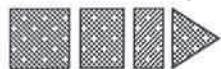
次いで当協会及び酒類・加工食品データベースセンター（略称：SKDBC）の決算状況とそれぞれの運営委員会にて検討済の事務局策定の原案について、説明とそれに続く討議が行なわれた。特に当協会の平成 13 年度予算については、会費増額の措置をしても当該年度の収支改善につながらない事について、再検討がなされたが、SKDBC の事務局業務受託の変更が本年度内になされる予定である事を始めとし、事業活動の整理も行ない、成行を見る事とした。当然、13 年度の会費額の適用の特別措置についても後日再検討する事になる事が確認された。

当日もう一つのテーマとして、平成 12 年度食品流通委員会ワーキンググループ作成のレポート「日食協の考える公正取引・公正競争の望ましいあり方」を日食協基本的スタンスとする事の是非について、理事会に諮る、その事について討議をして頂く事を予定していた。

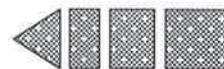
事前にレポートを検討して頂いていたので経緯を説明し討議して頂いたが、「問題はない」「理事会に諮って良いと考える」とのご意見が出て、「自らの企業がなし得ないからこそ、協会として、方向を示すのではないか」「即座に意見を求めて無理があるので、5月の理事会までの間に検討してもらえば」という事を即決して頂いた。

その上で「これはこれで推進するとして、この他に手がけたい問題がある。それは『卸無用論』『中抜き論』対応である」との発言があり、結論として「今こそ、我々は競争すべきところで競争し、協調できるところではできる限り協調せねばならぬ時」と云う事で、その具体的対応を今後図る事とした。

予定時刻を過ぎても意見交換が続き、理事会の開会が迫ってしまったので事務局は席を外した。正副会長が会議室から出てこられたのは、理事会開始予定 5 分前であった。



定例理事会開催



-4月20日-

4月20日(金)11時30分より鉄道会館ルビーホールにて定例理事会が開催された。5月25日の総会を控えた理事会である。各議案の内容の審議という事で、一から説明を要するものと、前年11月の理事会にて既決のものもあり、それを織り交ぜ乍らの説明報告が主体の会議であった。

当日はご来賓代表の農林水産省総合食料局流通課 河田課長のご挨拶を冒頭に頂いて、河田課長公務のため退席され、一時休憩して昼食を取り、食後直ちに議事に入った。

一年間の事業報告の数々とその間に策定された総会付議事項、その中には会費増額を含む会費制度の見直し案の確認等があり、予定の14時30分近くまで一つ一つの審議を充分に重ねた会議であった。

ご挨拶を含めて、当日の議事録から抜粋を以下に掲載する。

議案 第1号議案 平成12年度事業報告に関する件

第2号議案 平成12年度収支決算報告に関する件

第3号議案 会員の動向に関する件

第4号議案 会費制度見直しの件

第5号議案 役員改選に関する件

第6号議案 平成13年度事業計画案に関する件

第7号議案 平成13年度収支予算案に関する件

第8号議案 定時総会に特に付議すべき事項

(1) 事業所会員規定制定の件

(2) 会費内規の件

(3) 定款変更の件

第9号議案 その他

出欠状況 理事総数 26名中 出席理事 19名 委任状 7名 計 26名

監事総数 3名中 出席監事 3名 計 3名

来賓出席 農林水産省総合食料局流通課 課長 河田 直美様

課長補佐 松崎 俊昭様

係長 松嶋 善昭様

開会 定刻になり井岸専務理事の司会により開催

冒頭来賓の紹介と共に来賓代表 河田課長のご挨拶が次の如くあった。



理事会 開会挨拶



来賓挨拶 河田課長

農林水産省総合食料局流通課 河田課長挨拶

ご紹介頂きました河田でございます。今、ご紹介ありましたように農林水産省だけでなく、1月に省庁再編がありました。

農林水産省自体は名前は残りましたけれど、中の局が大分再編されております。そういう関係で総合食料局ということで、旧流通局に国際部を入れた形で新しい局になっております。

流通課という名前も新しく出て来まして、以前の課名でいくと大体3分の2の機能が「市場」であります。残りの3分の1が「商業関係」ということで農協から出たり、外国の物もありますけれど、生産の現場から離れて消費者の手前までというところを、流通課で面倒をみようということになっております。名前が総合食料局ということで、どうも名前負けするのではないかと心配しておりますが、3年、5年経ったとき良かったね、ということになればと思っておりまして、この場をかりて日本加工食品卸協会の方々にもこれまでと同様、またこれまでに加えたご支援をお願いしたいと思っております。

いつもは予算がこうなっておりましてとか、こんなことをやっておりますとかお話するのですけれども、折角でございますから、最近の話題を叱られている話も含めてまして、ご紹介させて頂きたいと思います。

私、1月に参ったのですけれども、これまで市場、小売の関係は殆ど自民党の農林部会の中で話題になっておりませんでした。

それが皆様ご承知のように、先般ネギ、シイタケ、畳表の3品目について、セーフガードを発動したいということあります。

昨年の秋、10月位から価格が安くて生産者の手取りが下がってしまったというような話がありました。その議論の流れの中で、もちろん生産性の向上なり、輸入品との内外格差なり、これがメインの問題ではありますけれども、市場の流通はどうなっているんだ、市場外流通はどうなっているんだというような話になりました。私も1月に赴任してから、これまでには殆ど国会の質問等も出ないような課であったと聞いていたのですが、最近では1週間の内何回も国会の質問は出る、自民党の農林部会では流通の合理化をして行かなくてはいかんじやないか、アメリカに比べ流通コストが高いじゃないかと、そのような話が出て来ているわけであります。

その関連でセーフガードの発動を致しましたし、聞きますと経済産業省ではネクタイ、タオ

ル、陶磁器、洋食器等と話が出ているようです。

どうも第1号として3品目を指定したところ、生産性の低い業界がどんどん対応する可能性が出て来たということです。

当方の野菜の流通なり、生鮮食品の流通はセーフガード対策ということで、当然のことながら農家、農協の生産サイドの生産性の向上、努力が必要あります。しかし、当然それから先の消費者に行くまでの間の合理化が自民党筋、政府筋から要求されていくということは、避けられない状況にあるなと思っております。

なかなか皆様それぞれ自由な競争の中で、当然のことながら合理化に努められておられるということは、我々としても認識しているところであります。しかし、業界として言うべきことは言つていかなくてはいけないのではないか、ということでもあれば、また相談させて頂くということになろうかと思います。

つまり不当な、外からみて何も判らない方が、例えばアメリカに比べて高い、これは当たり前なわけです。

例えば高速道路一つとっても見てもアメリカはフリーウェイですが、日本はお金がかかる。例えば物を運ぶのも運ぶ量が全然違う、ということでコストが変わって来るわけです。労賃の問題も当然あります。

言わなければならない場も、もしかしたら必要になるのではないかというふうに考えているところであります。

そのような事が今一番として、役所としてホットな話題であると考えております。

最近また0-157の話が出ましたけれども、去年私、畜産局におきましたので、例えば名前を出して恐縮ですがY社の問題であるとか、いずれにせよ安全環境については、各会社が自分の努力で対応して頂かないと会社の信用を失いますし、消費者の信用も失います。

我々としても応援できるところはしていきたいと思っておりますけれども、こここの部分は慎重の上にも慎重を重ねて、問題の起きないようにして頂きたいと思っております。

大体そのような処が私からのご挨拶ということにしておきます。

先程パンフレットを配りましたので少しだけ触れておきますが、たまたま新年度から新しい事業を始めようと思っています。

広報型プロジェクトで、新しいビジネスモデルを考えてくださいということで、発足させようとやっておりますので、後で補佐か係長から説明があろうかと思いますが、もし興味のある会社があれば、ご参加、手を挙げるかして頂ければ幸いであると思っております。

いずれに致しても、厳しい世の中ですが、私ども食べるものというのは非常に大事な部門であると思っております。生産部門も加工部門も消費部門も大事であります。重要な仕事を担って頂いているという認識をしております。

農林水産省としてもご支援できるところは支援していきたいと思っておりますので、我々に対しても絶大なる、これまで以上のご支援をお願いして私の挨拶に代えさせて頂きます。今日はどうも有難うございました。

ご挨拶の後ここで休憩に入り昼食をとった。12時15分になり再び井岸専務理事の司会により再開。

直ちに國分勘兵衛会長より次の如くご挨拶があった。

國分会長挨拶

本日は理事会を開催致しましたところ、ご多忙な中ご遠路からもお集まり頂きまして誠に有難うございます。

農林水産省からは先程ご挨拶を頂きました河田課長様他、今ご紹介致しました通りでございますが、幹部の皆様方にご出席を頂きまして誠に有難うございます。

日頃は、ご出席の皆様方には当協会の運営に当りまして、格段のご指導、ご協力を頂いておりますことを、この席でございますけれどもお礼申し上げるところであります。

さて、当業界は引き続く消費不振、単価の低落傾向の中にあるのでございますが、役員の皆様には日夜経営上に多くの課題を抱えておられ、ご苦労が絶えないというふうに拝察致しております。

しかし、お陰様で当協会におきましては、平成12年度を滞りなく終了致しまして4月1日からは新年度を迎えるところであります。そして、5月25日には定時総会の開催を予定させて頂いております。

つきましては、本日はその総会の議題でもあります平成12年度に關しご報告させて頂き、そして総会で審議を頂かなければならぬいろいろな事項につきまして、内容をご検討ご確認頂くための理事会でございます。どうぞよろしくお願い致します。

中には、会費の改定を含む重要事項を含んでおりますので、忌憚のないご意見を賜り、慎重なる審議を頂きます。

甚だ簡単ではございますけれども開会の挨拶に代えさせて頂きます。どうも有難うございました。

出席状況報告を事務局より報告、定足数確認の後、定款が規定するところに従い、國分会長が議長席に着席した。

議長は出席理事の中から、議事録署名人として、津久浦慶之理事と岸原稔理事の指名を行なったのち議事に入った。

◆第1号議案 平成12年度事業報告に関する件

◆第2号議案 平成12年度収支決算報告に関する件

議長より、第1号議案と第2号議案を続けて事務局より報告するよう指示があり、専務理事より「理事会・定時総会提出資料(案)」を資料としながら次の如く報告をした。

- ① 概要として、概況、調査研究事業、啓発・教育研修・実践事業、本部活動基準について主なテーマと概略を報告。
- ② 総務関係として、総会、理事会、正・副会長会議の報告。
- ③ 本部活動として、運営委員会(定款変更等研究会、賛助会員世話人会、食品卸団体連絡協議会)、食品流通委員会(「日食協の考える公正取引・公正競争の望ましいあり方」ワーキンググループのレポート)、情報システム委員会(情報システム研修会、ネットワーク検討会)、物流委員会、商品開発研究会(缶詰ブランドオーナー会)、商品コード等研究会、法務研究会の報告。

- ④ 受託事業として、酒類・加工食品データベースセンター事務局業務の活動報告。
- ⑤ 農林水産省補助・助成事業として、商品画像情報標準化に関する調査研究、先進的地域食品流通活性化戦略モデル事業、食品販売業ブロック組織企画検討推進事業、(日食協経営実務研修会)、食品販売業近代化事業に係る構造改善計画、(IT投資リース代助成)の報告。
- ⑥ 各支部活動報告
- ⑦ 事務局活動報告
- ⑧ 平成12年度収支決算、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録の報告。

議長はここで監事に監査報告を求め、兼崎勝行監事より「去る4月13日に萩原弥重監事と、岡部有治氏の代理である池田孝雄代理監事の3人で日食協会議室において監査を実施したが、帳簿証憑その他も適法正確に処理していたことを報告する」との発言があった。

議長はここで、第1号、第2号両議案の質疑を求めたが、異議がなく承認を求め拍手で承認された。

続いて、議長は第3号議案の説明を事務局に求めた。

◆第3号議案 会員の動向に関する件

事務局より、平成12年度内に於ける入退会員のリストを資料に説明。1年以上の会費未納会員2名を含めて正会員、事業所会員、賛助会員の会員数の異動結果を報告。これについて質疑のないことを確認の後承認。

◆第4号議案 会費制度見直しの件

議長よりの指示を享けて事務局より説明。前11月7日開催の理事会議決事項以外に変化した部分として、「平成13年度の会費額の適用措置」の追加分について説明し、全体の質疑を求めたが、無かったので、承認を求めた。拍手でこれを承認。

◆第5号議案 役員改選に関する件

議長より事務局に指示があり、事務局は全員任期中で改選は無いと考えていた処、岡部有治監事より辞任の申し出があり、後任候補として池田孝雄氏(味の素㈱)の推薦があった旨の報告と、総会に於ける推薦候補としたい旨の提議がなされ、満場一致で可決された。

◆第6号議案 平成13年度事業計画案に関する件

◆第7号議案 平成13年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう事務局に指示。

第6号議案については調査研究事業、普及啓発・実践事業及び本部活動基準に分けて説明。

第7号議案については収入、支出の両面について制度変更等の予定を折り込んだ結果の策定原案を説明した。

単年度収支における不足分を前年度繰越でカバーする新しい内容であった。ここで議長は質疑を求めたが、異議なく一括しての承認がなされた。

◆第8号議案 定時総会に特に付議すべき事項

- (1)事業所会員規定制定の件
- (2)会費内規の件
- (3)定款変更の件

議長より説明を求められた事務局より、事務所会員規定については11月7日の理事会で既決済であることと、規定の制定は総会に付議される旨の報告。会費内規の件は、これも会費制度の見直しの方法、会費額の決定方法及び13年度の適用措置については同様に既決されていることと、前述の適用措置の追加と併せて総会付議事項とすべきとの提案。

定款変更について、最終的には申請提出後の法令審査係の判断を必要とするが、ほぼ検討を盡くした流通課担当者より提示のあった改正案との比較において、ほぼ一致を見た事の報告。そして総会には、この決議に関して、その後農林水産省より指示があった場合の処理について「会長一任」の特別付帯決議を頂くことを提案。

またこの議案提案について、総会の議案書には形を変えて独立した議案となる事。会費制度については併せてこの徴収方法についても例年通りとしたい事を付言した。

議長はこの第6号議案全体についての質疑を求めたが異議なく、改めて承認を求める一括して承認された。

◆第9号議案 その他

議長より出席者からの問題提起の有無を訊ねたが発議はなかった。

事務局からは改めて、5月25日(金)14時より定時総会開催が、その内容議案と共に確定された事の確認がなされた。

更にその直前の理事会については開始を12時30分とし、主な議題は以降当日までの総会議案についての変更事項と、本日、食品流通委員会ワーキンググループ作成の「日食協の考える公正取引・公正競争の望ましいあり方」についての、各理事の検討結果を踏まえての再認識が主な議題となる事を報告した。

議長はこれを諮ったが、異議なく承認された。

続けて挨拶し閉会を告げた。14時25分であった。

以上



改めて業界として協調せねばならないもの

—賛助会員世話人会—

4月26日(木)11時30分より精養軒会議室にて第42回賛助会員世話人会が開催された。

毎春、各社の人事異動後の初顔合わせという事で今回もメンバーの異動があった。

特に世話人代表という事で従来お世話になった味の素㈱岡部有治氏が異動され、後任として同社の池田孝雄氏の推薦があり、これを事務局よりご紹介申し上げて開会した。

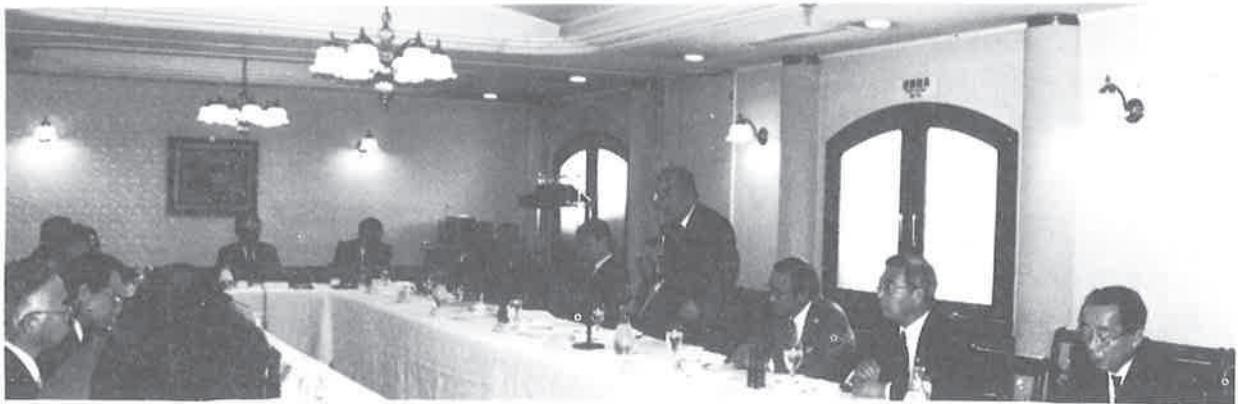
当日は業界の会合が重なった為に代理出席の方もあったが、当協会代表の廣田副会長(㈱菱食)も会議の中途より出席される事を余儀なくしていた。

従って、冒頭世話人代表として新任の池田孝雄氏(味の素㈱)より次の如くご挨拶を頂いて議事に入った。

第42回賛助会員世話人会出席者名簿

社名	役職	氏名
味の素(㈱)	取締役東京支社長	池田孝雄 殿
カゴメ(㈱)	取締役営業推進部長	浅野正心 殿
カルピス(㈱)	営業統括部副部長	岩瀬嘉郎 殿
キッコーマン(㈱)	首都圏支社営業企画課長	関口 隆 殿
キューピー(㈱)	営業推進室室長	大谷一男 殿
日清製粉(㈱)	常務取締役	長谷川浩嗣 殿
日清製油(㈱)	専務取締役	山田日吉郎 殿
日本水産(㈱)	取締役広域営業本部長	高橋昌明 殿
ネレス日本(㈱)	常務取締役営業本部長	網五郎 殿
ハウス食品(㈱)	営業企画推進室長	片岡滋康 殿
明星食品(㈱)	執行役員東京支店長	関幸二 殿
桃屋(㈱)	取締役営業本部長代行	竹田誠一 殿

日食協役員	会社名	役職	氏名
日食協副会長	㈱菱食	代表取締役社長	廣田正
運営委員副委員長	㈱菱食	専務取締役管理本部長	市ノ瀬竹久
運営委員	㈱明治屋	取締役本社営業本部副本部長	岸原稔
運営委員	㈱雪印アクセス	常務取締役管理本部副本部長	村井敏夫
運営委員	㈱サンヨー堂	顧問	柴田俊宏
運営委員	伊藤忠食品(㈱)	常勤監査役	浅井久生
運営副委員	㈱明治屋	本社営業本部流通統括部副部長	大竹一太郎
運営副委員	国分(㈱)	取締役人事部長	奥山則康
運営副委員代	㈱廣屋	商品部副部長	鈴木幹人
食品流通副委員長代	国分(㈱)	食品統括本部部長	江口競一
運営委員長	日食協	専務理事	井岸松根
事務局	日食協	事務長	片岡次之



世話人代表挨拶 池田孝雄氏(味の素株)

世話人代表 ご挨拶

只今ご紹介を頂いた味の素㈱の池田でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。厳しい時代でございますが、世話人の代表という事になりましたので頑張って行きたいと考えております。

まず日頃我々賛助会員一同が日本加工食品卸協会の会員の皆様方に大変お世話になっております事に厚く御礼申し上げます。

大変きびしい環境の中の商売になっております。各企業間の競争もありますが需要全体が中々対前年を上回りません。また今後も上廻ることはないと云われております。物が売れない時代であります。

そこでいろいろ考えますが昨年末に大手外国流通資本の参入がありました。その結果に今一つの不安を感じますが、最近は国内大手流通資本がそのバイイングパワーを背景に新しい要請が出て来ております。価格だけではなく、労務提供の要望もあります。

その中で低価格化傾向はその留まる所が知れず、その中を生き残るためにには、これ迄も効率化努力をして来ましたが、それを上廻る効率化しかあり得ないと考える所以であります。そのこれまでを上廻る効率化というのはどういものかというと、各々がそれぞれの効率化を図るのではなく、全体の仕組みの効率化、トータルシステムの効率化を考えねばできないと考えます。そこで言われている SCM(サプライチェーンマネジメント)の構築が必要なのではないかと考えております。

かような訳で賛助会員としては日本加工食品卸協会のご支援を得ていろいろ解決していくたいと考えております。今後のご指導ご鞭撻をお願い致しまして、ご挨拶に代えさせて頂きます。

議事に入って報告事項として①賛助会員に対するアンケートの集計結果②商品画像情報標準化の調査研究成果を会報 Vol. 118 と標準化の調査研究報告書を基にして行った。

ここで、廣田副会長(㈱菱食)が到着し、当方を代表し次ぎの如く挨拶を行なった。

廣田副会長 ご挨拶

遅参致しまして申訳ありません。深くお詫び申し上げます。突然所用が発生致しましたご容赦下さい。

常日頃、日本加工食品卸協会会員は賛助会員の皆様方より大変暖かいご支援を得ております事をありがたく厚く御礼申し上げる次第であります。

先程、代表池田様よりいろいろお話が出ていた様に承っておりますが環境きびしいものがあり、愈々大競争時代到来、何が起きても不思議でない感じが致します。デフレスパイラルによる単価の下落、マージン低下についてこれまでも経営の効率化に依ってこれを克服せんとして來たのであり、池田様よりお話が出ていた様でありますが誠にその通りであります。

過日、学習院大学教授 田島義博氏の最終講義を開く機会がありました。21世紀の流通ビジョンを語られました。

その中で田島先生は3つの課題を上げておられます。

一つは「消費者基点型流通」についてであるがこれ程皆が知つておって実施されていないテーマはないという指摘であります。改めて実施してそれを検証せねばならないということです。

二つ目は大競争時代を迎へ、効率的効果的情報システムを構築し、企業体内の効率的経営システムを構築する以外にないのだが、今や企業間の効率的システムの構築も必要とされているということ。

三つ目は効果的なマーケティングシステムの構築が急がれるということであります。効率的経営システムは利益を生むが限度がある。新しい利益を生み出すマーケティングシステムが必要という指摘であります。

日本企業は前述した消費者起点、企業間の効率的システム構築までかなりのものを作り上げてきましたがこの三つ目の課題は新しい我々の課題であると考えます。

先生は、この三つの課題により構成される三角形の真中に「IT」があり三つを有機的につなげていくのだと説明されています。

正に商品画像情報もその一つであります。マーケティングシステムを作り上げる必須条件であります。インフラ機構構築は協調し、それを各企業が活用しレベルを高めて行くものと考えております。

時として國分会長と会話する時があるが、「今や、競争する次元と協調する次元とを分けて行く時である。特にインフラに関する構築については今迄以上に協調する必要がある」ということを共通認識しております。外国流通資本の上陸に対して共倒れすることのない様協調すべきは協調すべきであります。

同時に小売業サイドの厳しい注文に対しても、我々とメーカー各位との連繋による体制こそ最も効率的であることを実証して行かねばならないと考えています。

その様な事を考えているので今後益々この世話人会の重要性も高まりまた皆様の従来にも増してのご協力をお願いし遅参のお詫びと共に御礼のご挨拶とさせて頂きます。



挨拶する廣田副会長

このあと、理事会の報告事項という事で、会費制度の見直し、賛助会費増額案について事務局よりご説明申し上げた。

これについては、かかる環境下においてはただひたすらにお願い申し上げる以外の何物でもないのであるが、増額理由についての説明とその上げ幅についてのご説明をした所、賛助会員の中から、「我々の販売を担う方々の数が減り、そして残された企業の団体の収支改善とい

うのであれば、これも止むを得ないと考える」という大変ありがたいお言葉を頂き感謝感激の一コマがあった。

その他に総会付議事項という事で、世話人の前代表 岡部有治氏の監事辞任に伴う役員改選、後任候補は新代表 池田孝雄氏の推薦と定款変更の内容説明を行なった。

その中で食品流通委員会ワーキンググループがまとめたレポート「日食協の考える公正取引・公正競争の望ましいあり方」については、その経緯即ちアンケートのまとめから演繹してまとめたものだが、協会の基本的スタンスとして理事の確認を得るため審議中である旨のお断りを行なった。

また会費増額をお願いしておきながら単年度赤字の予算については、その原因と解消の見通しについての説明を行なった。

短時間の中に、盛り沢山の報告と貴重な示唆に富んだ両代表のご挨拶があり、充実した気分と協調の必要性、ひいては当協会のあり方を再認識させて頂いた会議であった。

業務日誌より



3年目に入ったSKDBC



—5月10日—

5月10日(木)14時より東京卸売センター133号会議室にて酒類・加工食品データベースセンター(略称; SKDBC)の通常総会が開催された。

当日は出席者が約80名 委任状出席を併せて365社の全会員中216社の出席を得て、司会SKDBC運営委員の井口泰夫氏(国分㈱)の発声で開会した。

冒頭同運営委員長 鎌田利弘氏(味の素㈱)がご挨拶を行なった。続いて司会から定足数の確認があり、引き続き規約の定めにより運営委員長が議長になることを報告し、鎌田氏が議長席に着席した。

議長は議事録署名人にサントリーフーズ殿とサッポロビール殿を指名し議事に入った。

1号議案 平成12年度事業報告については、運営委員会活動を議長自らが運営委員長として、資料と共に報告。システム小委員会報告については、システム小委員会委員長 皆本睦夫氏(㈱菱食)が報告。

2号議案 平成12年度収支決算報告は事務局より、全国卸売酒販組合中央会殿と社団法人日本加工食品卸協会殿の支援により、収支バランスが採れた事を含めて報告。続けてこの内容について監査を行なった監事三輪高史氏(㈱三輪酒造)より監事本山利一氏(㈱廣屋)と共に4月12日に監査を行なったが、「適法正確に処理されていた事を報告する」との発言があり承認された。

3号議案 会費規定変更については議長の指名を受けて事務局より、既にホームページにて案内済みの改正案を説明し、厳しい営業環境下にありながらの値上案についての理解を求め、これが承認された。

4号議案 役員改選については議長より全員の任期満了と改めての立候補者を求めたが居な

かったので事務局に案を求めた。

事務局は運営委員会における意向を充分掬みとった上の推薦候補案を提出した。全員異議なく満場一致で運営委員と監事が選出された。

5号議案 平成13年度事業計画については運営委員会副委員長黒澤稟夫(㈱明治屋)より①活用と登録の促進を抜本的に図る、②業界システムセンター(仮称)設立の研究協力、③SKD BCの役割とそれに参加することの意義の再認識を含む事業計画の説明がなされ承認された。

6号議案 平成13年度収支予算案については事務局より値上げ後の会費収入により、漸くシステム改善研究費を見込む事が出来た予算案の説明がなされこれが承認された。

7号議案 その他という事で議長は会場からの発議を求めた。

ここで司会は若干の休憩を告げ、この間に先刻選出された運営委員間の互選により、委員長・副委員長・常任運営委員及びシステム小委員会委員を選出した。

再開後、司会よりこの新体制の報告がなされ、運営委員会、新委員長 鎌田利弘氏（再任）より就任のご挨拶と本日の総会終了に当つての閉会のご挨拶があり、全ての議事を終了した。

15時40分であった。



有機農産物の表示について



—行政連絡—

3月末から新年度にかけて、幾つかの行政当局からの連絡があった。その一つが「有機農産物及び有機農産物加工食品に係る表示規制の円滑な実施について」であった。本件については、連絡文書をそのまま掲載するので参照して頂きたい。

12 総合第836号

平成13年3月30日

(社) 日本加工食品卸協会
会長 國分 勘兵衛 殿

農林水産省総合食料局長

有機農産物及び有機農産物加工食品に係る表示規制の円滑な実施について

平成12年6月10日付けで施行された農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第108号）及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第234号）に基づき、有機農産物及び有機農産物加工食品（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和26年政令第291号）第29条第1号及び第2号に規定する農林物資をいう。以下「有機農産物等」という。）の検査認証が行われているが、御案内のとおり、

平成 13 年 4 月 1 日からは、有機農産物等に係る名称の表示の適正化を図るため、下記のとおり有機農産物等に係る名称の表示が規制されることとなっている。

ついては、この表示規制が混乱なく円滑に実施されるよう、当該表示規制の内容について関係者への周知徹底をお願いする。

なお、当外表示規制に違反した者に対しては、農林水産大臣が、当該名称の表示の除去等を命ずるとともに、有機農産物等に係る名称の表示に疑義がある場合は、有機農産物等の生産業者、販売業者又は輸入業者に対し、報告徴収又は立入検査を実施することができることになるので、念のため申し添える。

記

1 平成 13 年 4 月 1 日以後、農産物又はこれを原材料とする加工食品については有機 JAS マーク※が付されていない場合には、有機農産物等である旨の表示又はこれと紛らわしい表示（以下「有機農産物等の表示」という。）を付することはできなくなること（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）第 19 条の 10 第 1 項及び第 2 項）。

※「飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示方法」（昭和 54 年 8 月 18 日農林水産省告示第 1182 号）別記様式 4 に規定する表示をいう。

2 有機農産物等の表示が付してある輸入農産物又は輸入加工食品（農産物を原材料とするもの）については、平成 13 年 4 月 1 日以後、有機 JAS マークが付されているものでなければ輸入業者が販売し、販売の委託をし、又は販売のために陳列することはできなくなること（JAS 法第 19 条の 10 第 3 項）。

都のマークを別途制定

—東京都生活文化局消費生活部指導課—

加工食品の表示についての問題提起が頻発しているさ中に、農林水産省の担当官より事務局宛、FAX が入り、東京都において独自の動きがあり、省内会議において「問題あり」と訴求した旨の連絡があった。

東京都が 3 月に行った説明資料が入手されたので以下に掲載するが、こうした動きが自治体毎にバラバラに実施された場合のコスト増について、十分検討の上業界としての対応が必要と考えられる。

バイオテクノロジー応用食品のマーク表示ガイドライン（案）

第1 目的

遺伝子組換え食品やクローン牛等のバイオテクノロジー応用食品について、消費者が商品を適切に選択できるように、東京都独自のマークを定め、事業者に自主的な対応を働きかけ、見やすく、わかりやすい表示の推進を図るものである。

第2 適用範囲

1 遺伝子組換え食品

「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」（平成12年3月31日農林水産省告示第517号、以下「表示基準」という。）に定める商品に適用する。

2 クローン牛

クローン牛は、受精卵クローン牛と体細胞クローン牛があるが、現在、流通している受精卵クローン牛に適用する。

第3 表示方法等

1 遺伝子組換え食品

マークは、JAS法に基づく「表示基準」に依拠し、次のとおり表示するものとする。
また、マークの大きさは、表示スペース（容器の大きさ等）によって異なるため、指定しないが目的を考慮し、できる限り大きく、分かりやすいものとする。

(1) 生鮮食品

「表示基準」第2条に定める対象農作物を、第3条第2項に基づき表示をして販売する場合は、次のマークを表示するものとする。

ア 遺伝子組換えである趣旨の表示がなされている食品に対するマーク	イ 遺伝子組換え農作物と非遺伝子組換え農作物が分別されていない趣旨の表示がなされている食品に対するマーク	ウ 非遺伝子組換え食品である趣旨の表示がなされている食品に対するマーク
マークA	マークB	マークC

(2) 加工食品

「表示基準」第2条に定める対象農作物を主な原材料とする加工食品を、第3条第1項に基づき表示をして販売する場合は、次のマークを表示するものとする。

ア 主な原材料に一つでも「遺伝子組換え食品である」趣旨の表示がなされている食品マーク	イ 主な原材料にア、ウ以外で一つでも「遺伝子組換え食品であるかどうか不分明である」趣旨の表示がなされている食品に対するマーク	ウ 主な原材料に「遺伝子組換え食品でない」趣旨の表示のみがなされている食品に対するマーク
マークA	マークB	マークC

2 受精卵クローン牛

販売事業者は、受精卵クローン牛を販売するとき、ショーケース等の分かりやすい場所にマークを表示するものとする。

受精卵クローン牛のマーク

第4 表示者

1 遺伝子組換え食品

原則として、製造事業者とする。

ただし、JAS法に基づく表示があるにもかかわらず、マークの表示がなされていない場合は、店頭において販売事業者が表示するものとする。

2 受精卵クローン牛

販売事業者とする。

ただし、生産者及び流通事業者は、出荷・流通の際に、受精卵クローン牛である旨を記載した証明書類を添付するものとする。

第5 実施時期

平成13年4月 日より実施するものとする。

ただし、製造事業者は、包装材等在庫の関係を考慮し、包装材の切り替え時期から速やかに実施するものとする。

なお、それまでの間、協力可能な販売事業者は、順次、商品棚等にポップカード等で対応するものとする。

(参考)

「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」に定める商品

・生鮮食品

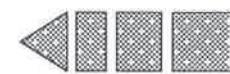
- 1. 大豆 2. とうもろこし 3. ばれいしょ 4. なたね 5. 綿実

・加工食品

- 1. 豆腐・油揚げ類 2. 凍豆腐、おから及びゆば 3. 納豆 4. 豆乳類 5. みそ 6. 大豆 7. 大豆缶詰及びびん詰 8. きな粉 9. いり豆 10. 1 から 9 までに掲げるものを主な原材料とする食品 11. 大豆（調理用）を主な原材料とする食品 12. 大豆粉を主な原材料とする食品 13. 大豆たん白を主な原材料とする食品 14. 枝豆を主な原材料とする食品 15. 大豆もやしを主な原材料とする食品 16. コーンスナック菓子 17. コーンスターク 18. ポップコーン 19. 冷凍とうもろこし 20. とうもろこし缶詰及びとうもろこしひん詰 21. コーンフラワーを主な原材料とする食品 22. コーングリットを主な原材料とする食品 23. とうもろこし（生食用）を主な原材料とする食品 24. 16 から 20 までに掲げるものを主な原材料とする食品に適用する。



「JAS 規格改正について」申入れ



ー(社)日本缶詰協会ー

一連のJASの見直しの中で、一部の消費者の要望で添加物を使用しないものをJASの対象にするという極めて素人よりの意見が浮上し、生産者にとまどいを与えていた。この件について(社)日本缶詰協会では下記の如く申入れを行った。これについては今後の結論を待つところであるが、今回その申入れ文書を紹介する。

技発第8号
平成13年4月11日

農林水産省総合食料局品質課
課長 内藤 邦男 殿

社団法人 日本缶詰協会
会長 久井 恵之助

JAS規格改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ですが、昨年から開催されておりますジャム類の日本農林規格(JAS)改正の件に関連してお願いしたいことがあります。

日本ジャム工業組合に伺ったところ、農林水産省におけるジャム類のJAS規格見直しのための検討会において、一部の消費者から要望でジャム類に一切の添加物を使用しないものをJASの対象にするという原案が出されているようです。

しかしながらジャム類にはペクチン、ビタミンC並びにクエン酸やリンゴ酸等有機酸の使用は、国際的に認められた安全かつ必要不可欠な物質であります。さらに原料によってはこれらを使用しないとゲル化しないとか、ビタミンCを使用しないと酵素などによる変色が防がれないものが多々あります。国際的な表現をすればその使用には技術的正当性があるわけです。

国民により安全な食品を安定的に提供することは食品製造業者の当然の義務ではあります、科学的にその使用に正当性があり、かつ国際的に広く認められている添加物まで除外するという考え方は、食品製造側にとりましては、とうてい受け入れることはできないと考えております。またWTOに通告した場合、国際的にも合意が得られないことが予想されます。

今後各種缶・びん詰等加工食品のJAS改正がすすめられているようですが、ジャムにみられるような有用でかつ科学的正当性があり、品質を維持する上で必要不可欠な添加物の使用までが排除されることがないよう、ここに切にお願いするものであります。もちろん業界としても、国際的な合意であるGMPを遵守して、添加物は必要最低限の使用に努力することを申し添えます。

敬具



「原料原産国表示」決定の一コマ

—(社)日本缶詰協会—

加工食品の商品説明の中で、表示が義務づけられているものがここに来て複雑にして、激増している。本来の消費者に対する必要最低限情報が情報氾濫の中で埋没してしまう事になる。そればかりか、ルールの決め方に依っては誤った情報になりかねない。その問題を抱えた実例として水産加工品の「原料原産国表示」がある。

今回はその生々しいやり取りの一部を委員の一人として出席した(社)日本缶詰協会専務理事森 光國氏より「農林物資規格調査会 総会の開催経過報告」としてご披露頂けたので、抜粋掲載することとした。

平成 13 年 4 月 12 日

農林物資規格調査会 総会の開催経過報告

(社)日本缶詰協会

日時：平成 13 年 4 月 11 日 14:00-16:00

場所：農林水産省 第二特別会議室

出席委員

有馬孝禮（東大大学院教授）	栗生美世（社）栄養改善普及会リーダー）
板倉ゆか子（国民生活センター商品テスト部調査役）	岩崎充利（附）食品産業センター理事長）
大木美智子（消費者科学連合会会長）	大武 勇（全国水産物商業協同組合連合会理事）
小笠原莊一（日本チェーンストア協会常務理事）	川村郁生（全国農業共同組合連合会大消費地販売推進部長）
坂井光男（社）日本食肉加工協会常務理事）	新蔵敏彦（全国漁業協同組合連合会販売事業部長）
鈴木 肇（社）全国中央市場青果卸販売協会理事）	田中隆行（社）全国木材連合会副会長）
谷美代子（日本生活協同組合理事）	福岡伊三夫（全国食肉事業協同組合連合会会长）
会長 本間清一（お茶の水女子大学教授）	森 光國（社）日本缶詰協会専務理事）
山口博人（社）日本木造住宅産業協会副会長）	山中博子（全国地域婦人団体連絡協議会理事）
横山順子（主婦連事務局）	吉田 熱（日本合板工業組合連合会副会長）
農林水産省 総合食料局 西藤局長	
品質課 内藤課長、井坂上席規格専門官、田中食品表示対策室長、 高橋水産庁加工流通課長補佐	

傍聴席：約 20 名（品質課スタッフ、農林水産消費技術センター関係者ほか）

議題

1. 塩干魚類品質表示基準（原料原産国表示）の制定について
2. 塩蔵魚類品質表示基準（原料原産国表示）の制定について

3. うなぎ加工品品質表示基準（原料原産国表示）の制定について
4. 乾燥わかめ品質表示基準（原料原産国表示）の制定について
5. 塩蔵わかめ品質表示基準（原料原産国表示）の制定について

会議の結果、上記食品（容器包装されたものが対象、バラ売りには適用されない。バラ売りの場合は店頭で売り子に聞けば回答してくれる）の原料名に統一して原産国表示の義務化が答申された。ただし、国産品にあっては、水域名、水揚げ港、養殖場の都道府県・市町村名、その他既知の地名でもよい。内藤品質課長はこの結果を官報に告示すると共に、WTOに通告する。ただ原料原産国表示については国際的合意はなく、わが国独自のものであると発言して会は終了。

会議のなかでうなぎ加工品のなかに蒲焼き缶詰、レトルトパウチが包括されるので以下の発言をした。

森：課長の説明では国際規格に合わせるということであるが、英語の表記は、Place of Origin となっている。いろいろな日本語が考えられる。国境を越えて流通する加工食品の場合と、国内だけで流通する加工食品の場合では、その意味合いが異なるのではないか。必ずしも原産国と断定すべきではないのではないか。後者では地名、水域名なども考えられる。米国でも Inter-state と Intra-state（州間流通と州内流通）を区別して議論されている。

内藤品質課長：われわれは「原産国」と解釈している。

森：缶詰やレトルトパウチにあっては、伝統的に前もって印刷された容器が使用されている。国際化のなかで原料原産国が複数になってきている昨今の状況から、この法律が施行されると、極端なことをいうと、供給される原料原産国を印刷した多種類の容器を用意しておく必要がある。実際には不可能なことである。せめて「外国産」ならば対応できるが・・・・

本間会長：コストにつながる発言である。

内藤品質課長：今回答申をお願いしているのはあくまで原産国である。また「外国産」では消費者に正確な情報提供にはならない。

ということで、単に発言しただけで、理解は得られなかった。

森：議事録や農水省ホームページには委員の発言は採択していただきたい旨要請した。





よい商品
よい流通で
よい消費